

コメント管理表（濃縮個別グループ③ 濃縮共通）

これまでのヒアリングでの指摘事項及び指摘への対応方針について、補足説明資料ごとにコメント管理表にまとめ、対応に漏れがないことを管理する。これまでの対応状況を下表に示す。

■：今回ご説明 ■：説明終了

番号	コメント管理表名	コメント管理表 最終改訂日
濃縮個別30	設工認申請全体の関係性、網羅性に係るコメント管理表	2021/12/1
濃縮個別31	核燃料物質の臨界防止に係るコメント管理表	2021/11/25
濃縮個別32	放射線による被ばくの防止に係るコメント管理表	2021/11/25
濃縮個別33	加工施設の耐震性に係るコメント管理表	2021/12/7
濃縮個別34	強度に係るコメント管理表	2021/11/25
濃縮個別35	加工施設の自然現象等による損傷の防止に係るコメント管理表	2021/12/7 ※1
濃縮個別35-1	竜巻防護扉又は竜巻防護板による設計飛来物の進入防止に係るコメント管理表	
濃縮個別35-2	竜巻事象に関するその他の考慮に係るコメント管理表	
濃縮個別36	加工施設の閉じ込めの機能に係るコメント管理表	2021/12/7
濃縮個別37	加工施設の火災防護に係るコメント管理表	2021/11/25
濃縮個別38	加工施設内における溢水による損傷の防止に係るコメント管理表	2021/12/7
濃縮個別39	放射線管理施設に係るコメント管理表	2021/12/1
濃縮個別40	安全機能を有する施設が使用される条件の下における健全性に係るコメント管理表	2021/11/25
濃縮個別41	加工施設への人の不法な侵入等の防止に係るコメント管理表	2021/12/1
濃縮個別42	加工施設の内部飛散物による損傷防護に係るコメント管理表	2021/11/25
濃縮個別43	通信連絡設備に係るコメント管理表	2021/12/1
濃縮個別44	警報設備等に係るコメント管理表	2021/12/7
濃縮個別45	核燃料物質の貯蔵施設に係るコメント管理表	2021/12/1
濃縮個別46	放射性廃棄物の廃棄施設に係るコメント管理表	2021/12/1
濃縮個別47	設工認対象機器の技術基準適合に係る整理表に係るコメント管理表	- ※2
濃縮個別48	技術基準規則各条文と関連書類との整理に係るコメント管理表	- ※2
濃縮個別49	基本設計方針に係るコメント管理表	2021/11/25
濃縮個別50	工事の方法に係るコメント管理表	2021/11/25
濃縮個別51	準拠規格及び基準に係るコメント管理表	2021/11/25
濃縮個別52	仕様表に係るコメント管理表	2021/11/25
濃縮個別53	設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに係るコメント管理表	- ※3
濃縮個別54	廃品シリンダ等の取り扱いに係るコメント管理表	2021/11/25
濃縮個別55	設備別記載事項の設定根拠に係るコメント管理表	2021/11/25
濃縮個別共通	その他のコメント管理表	2021/11/25

※1 濃縮個別35、35-1、35-2は、いずれも技術基準規則第八条（外部衝撃）に係る適合説明であるため、一つのコメント管理表にまとめて管理する。

※2 今後、補足説明資料の内容説明を実施するもの。

※3 第4回申請から説明内容に変更がなく、追加の対応事項がなかったもの。

濃縮個別30 加工施設（ウラン濃縮）の設工認申請全体の関係性、網羅性に係るコメント管理表

凡例 : 対応中
: 今回の提出資料にて対応
: 当社として既に回答済（反映済）又は他のコメントに包含されると考えるもの

No.	項目	コメント日	コメント内容	対応方針	回答日	回答資料	関連コメント
1	濃縮共通	2021年9月9日	〈資料2 審査会合資料、濃縮個別30 施設全体の関係性、網羅性〉 ・網羅性の確認は全社共通の方針（新たに追加となっている別紙を含め）を踏まえたものとする。その中で申請様式の異なる第1回～第3回の網羅性を示せるか検討し、示さなければ追加の確認方法を提示すること。	・全社共通06、09（別紙含む）に基づき、基本設計方針の要求事項を踏まえた網羅性の整理内容を説明する。なお、様式の異なる第1回～第3回の網羅性を示せるか整理し、説明する。	2021. 9. 14 2021. 9. 30	資料2 ・設工認第5回申請及び廃品シリンダに係る設工認の変更申請について 濃縮個別30 ・加工施設（ウラン濃縮）の設工認申請全体の関係性、網羅性に係る補足説明資料 R1	—
2	濃縮共通	2021年9月9日	〈濃縮個別30 施設全体の関係性、網羅性〉 ・濃縮個別30は施設全体の説明資料と考えるが、この中に廃品シリンダの取り扱い等の細かい説明が記載されている。どこに書くべきかも含め構成を再検討すること。	・濃縮個別30の構成を見直す。廃品シリンダについては、濃縮個別54を新たに作成し、取り扱いの詳細を記載する。	2021. 10. 7	濃縮個別30 ・加工施設（ウラン濃縮）の設工認申請全体の関係性、網羅性に係る補足説明資料 R1 濃縮個別54 ・廃品シリンダ等の取り扱いに係る補足説明資料 R0	濃縮個別54コメント管理表 No.1
3	濃縮共通	2021年9月9日	〈濃縮個別30 施設全体の関係性、網羅性〉 ・今回、設備リストの機器の一部を細分化しているが、それが全社共通の考えに沿ったものなのか。整理して修正すること。	・設備リストの項目について、全社との横並びを踏まえて再整理する。	2021. 11. 4	濃縮個別30 ・加工施設（ウラン濃縮）の設工認申請全体の関係性、網羅性に係る補足説明資料 R3	—
4	濃縮共通	2021年9月9日	〈濃縮個別30 施設全体の関係性、網羅性〉 ・シリンダの本数について、一式としているが、「—」とするのが正しいのではないか。全社でも同様に本数を記載しない設備があると思うので統一を図ること。	・シリンダ本数について、全社との横並びを踏まえて再整理する。	2021. 9. 30	濃縮個別30 ・加工施設（ウラン濃縮）の設工認申請全体の関係性、網羅性に係る補足説明資料 R1	—
5	濃縮共通	2021年9月30日	〈濃縮個別30 施設全体の関係性、網羅性〉 ・添付1の設備リストにおいて、区画、堰が機器として抽出されているが、全社と同様の整理となっているか確認し説明すること。	・区画、堰の設備リスト上の記載について、全社との横並びを踏まえて再整理する。	2021. 10. 14	濃縮個別30 ・加工施設（ウラン濃縮）の設工認申請全体の関係性、網羅性に係る補足説明資料 R2	—
6	濃縮共通	2021年9月30日	〈濃縮個別30 施設全体の関係性、網羅性〉 ・添付1の別紙2の例示として、臨界ではなく火災を示すこと（第5回申請での申請対象設備があるため）。	・別紙2の例示として示す条文を火災に変更する。	2021. 10. 14	濃縮個別30 ・加工施設（ウラン濃縮）の設工認申請全体の関係性、網羅性に係る補足説明資料 R2	—
7	濃縮共通	2021年9月30日	〈濃縮個別30 施設全体の関係性、網羅性〉 ・添付1の2.1設工認申請対象設備の網羅性についても、2.2のように例を示すこと。	・資料に例示を追加する。	2021. 10. 14	濃縮個別30 ・加工施設（ウラン濃縮）の設工認申請全体の関係性、網羅性に係る補足説明資料 R2	—
8	濃縮共通	2021年10月14日	〈濃縮個別30 網羅性〉 ・遠隔消火設備、HFセンサー等の今回申請する設備であって、2B、2C遠心機更新の申請でも別途申請する設備について、申請事項を整理し、網羅性の資料に反映すること。	・別途申請する設備について整理した内容を追記する。	2021. 11. 4	濃縮個別30 ・加工施設（ウラン濃縮）の設工認申請全体の関係性、網羅性に係る補足説明資料 R3	—
9	濃縮共通	2021年11月4日	〈濃縮個別30 網羅性〉 ・ハロンボンベ等について、発電炉、全社を踏まえてどのような考えで記載することにしたかを追記すること。	・P5に、細分化して記載する際の考え方を追加する。	2021. 11. 26	濃縮個別30 ・加工施設（ウラン濃縮）の設工認申請全体の関係性、網羅性に係る補足説明資料 R4	—
10	濃縮共通	2021年11月4日	〈濃縮個別30 網羅性〉 ・新設、改造、既設等の記載について、定義、他資料との整合性がわからない。考え方を説明すること。また、付着ウラン回収設備等の設備の記載方法についても検討すること。	・P8に、新設、改造、既設等の区分の考え方を追加する。またP9～P31のリスト中の変更区分、付着ウラン回収設備の記載方法を修正する。	2021. 11. 26	濃縮個別30 ・加工施設（ウラン濃縮）の設工認申請全体の関係性、網羅性に係る補足説明資料 R4	—
11	濃縮共通	2021年11月4日	〈濃縮個別30 網羅性〉 ・第4回申請時のように、「改造」の実施内容（寸法が変更となるサンプル保管戸棚等）をブレイクダウンした資料を付けることができなにか検討すること。	・P32、P33に「改造」の実施内容を具体化した資料を追加する。	2021. 11. 26	濃縮個別30 ・加工施設（ウラン濃縮）の設工認申請全体の関係性、網羅性に係る補足説明資料 R4	—
12	濃縮共通	2021年11月4日	〈濃縮個別30 網羅性〉 ・備考欄の『同上』の記載、表紙の変更内容の記載等、修正が必要な箇所がいくつか見られるので、全体を確認のうえ修正すること。	・P9～P31のリストの記載を確認し、備考欄等の記載を適切に修正する。	2021. 11. 26	濃縮個別30 ・加工施設（ウラン濃縮）の設工認申請全体の関係性、網羅性に係る補足説明資料 R4	—

No.	項目	コメント日	コメント内容	対応方針	回答日	回答資料	関連コメント
13	濃縮共通	2021年11月11日	<p>〈濃縮個別33 耐震〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・P9のNo. 139カバー、シートについて、耐震設計が異なるためリスト上で書き分けるべきではないか。設備リスト上の表記方法を見直すこと。 	<p>・P9等のカバー、シートの記載を見直し、それぞれ個別の設備としてリストに記載することとする。</p> <p>(耐震性に係る補足説明資料の修正については、当該資料の説明の際に示す。)</p>	<p>2021.11.26 2021.12.2</p>	<p>濃縮個別30 ・加工施設（ウラン濃縮）の設工認申請全体の関係性、網羅性に係る補足説明資料 R4 濃縮個別33 ・加工施設の耐震性に係る補足説明資料 R3</p>	濃縮個別33コメント管理表 No.6
14	濃縮共通	2021年11月26日	<p>〈濃縮個別30 網羅性〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・IF5ボンベ置台の台数が許可に記載の台数と異なる。段階的に増設することであれば、その旨がわかるよう記載を工夫すること。 	<p>・段階的に申請する機器の記載を明確化する（第1回～第5回申請で認可を受けるものと他の申請で認可を受けるものの記載を分ける。）。</p>	<p>2021.12.7 (資料提出)</p>	<p>濃縮個別30 ・加工施設（ウラン濃縮）の設工認申請全体の関係性、網羅性に係る補足説明資料 R5</p>	—
15	濃縮共通	2021年11月26日	<p>〈濃縮個別30 網羅性〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業変更許可申請書で「放射線監視測定設備」「出入管理関係設備」としていたサーベイメータを、設工認のリストでは一つにまとめて記載しているが、まとめて記載が可能なものなのか確認すること。また、網羅性の観点から設備区分等の階層の記載を再度確認すること。 	<p>・設備区分等について、許可との関係がわかるよう記載を修正する。許可と階層が異なるものについては、備考欄にその理由を記載する。</p>	<p>2021.12.7 (資料提出)</p>	<p>濃縮個別30 ・加工施設（ウラン濃縮）の設工認申請全体の関係性、網羅性に係る補足説明資料 R5</p>	—
16	濃縮共通	2021年11月26日	<p>〈濃縮個別30 網羅性〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・網羅性の観点から、許可で記載されていて、リストに記載のない機器（②-bに該当する機器）に関する説明を追加すること（計測制御設備の監視操作盤、不法侵入等防止設備等）。 	<p>・網羅性の観点から、許可で記載されていて、リストに記載のない機器（②-bに該当する機器）に関する説明を追加する。</p>	<p>2021.12.7 (資料提出)</p>	<p>濃縮個別30 ・加工施設（ウラン濃縮）の設工認申請全体の関係性、網羅性に係る補足説明資料 R5</p>	—
17	濃縮共通	2021年11月26日	<p>〈濃縮個別41 不法侵入等防止〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・P3の本文で「出入管理装置」等の事業許可色塗りから抽出される設工認の設備リストに記載しない「②-b」機器について、申請対象機器の網羅性の観点から補足説明すること。 	同上	<p>2021.12.7 (資料提出)</p>	<p>濃縮個別30 ・加工施設（ウラン濃縮）の設工認申請全体の関係性、網羅性に係る補足説明資料 R5</p>	濃縮個別41コメント管理表 No.4
18	濃縮共通	2021年11月26日	<p>〈濃縮個別30 網羅性〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・撤去するランドリー設備の系統名の記載について、既認可や許可との関係を踏まえて記載を検討すること。 	<p>・既認可では系統名を記載していないことを踏まえて、系統名を「—」と記載する。</p>	<p>2021.12.7 (資料提出)</p>	<p>濃縮個別30 ・加工施設（ウラン濃縮）の設工認申請全体の関係性、網羅性に係る補足説明資料 R5</p>	—
19	濃縮共通	2021年11月26日	<p>〈濃縮個別30 網羅性〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・耐震重要度分類を1類、2類と併記しているものについては、分類の考え方の説明を追加すること。 	<p>・備考欄に分類分けの考え方に関する説明を追加する。</p>	<p>2021.12.7 (資料提出)</p>	<p>濃縮個別30 ・加工施設（ウラン濃縮）の設工認申請全体の関係性、網羅性に係る補足説明資料 R5</p>	—

濃縮個別31 核燃料物質の臨界防止に係るコメント管理表

凡例 : 対応中
: 今回の提出資料にて対応
: 当社として既に回答済（反映済）又は他のコメントに包含されると考えるもの

No.	項目	コメント日	コメント内容	対応方針	回答日	回答資料	関連コメント
1	濃縮共通	2021年10月7日	〈濃縮個別31 臨界防止〉 ・P13の整理表のNo.365のドライクリーニングの撤去について、対象外とする理由が他と整合していない。	・ドライクリーニングの撤去等について、対象外とする理由を他と整合させる。	2021.11.11	濃縮個別31 ・核燃料物質の臨界防止に係る補足説明資料 R2	—
2	濃縮共通	2021年10月7日	〈濃縮個別31 臨界防止〉 ・P13の整理表のNo.352のサンプル保管戸棚について、2項が該当しない理由を備考で明確にすること。	・分析室では総量として約16 kg-U（最小臨界質量）以下に制限することにより臨界管理を実施することから、2項を「—」としていたが、本運用により複数ユニットの考慮が不要とも考えられるため、1項と同様に2項を「△」に見直す。	2021.11.11	濃縮個別31 ・核燃料物質の臨界防止に係る補足説明資料 R2	—
3	濃縮共通	2021年10月7日	〈濃縮個別31 臨界防止〉 ・P17の没水に係る説明について、既認可を平成6年としているが元年の誤りではないか。	・誤記であるため元年（RE-1）と平成6年（RE-2）の記載を併記する。	2021.11.11	濃縮個別31 ・核燃料物質の臨界防止に係る補足説明資料 R2	—
4	濃縮共通	2021年10月7日	〈濃縮個別31 臨界防止〉 ・添付の既認可について、必要に応じて仕様表（サンプル保管戸棚の保管量、UF6配管等）を追加を検討すること。	・臨界安全計算書に明記されていない機器（サンプル保管戸棚の保管量、UF6配管等）の仕様表を追加する。	2021.11.11	濃縮個別31 ・核燃料物質の臨界防止に係る補足説明資料 R2	—
5	濃縮共通	2021年10月7日	〈濃縮個別31 臨界防止〉 ・P15において、既認可の認可番号を記載し呼び込んでいるが、記載の仕方について他と整合を図ること。	・認可番号の記載を削除し他と整合を図る。	2021.11.11	濃縮個別31 ・核燃料物質の臨界防止に係る補足説明資料 R2	—

濃縮個別32 放射線による被ばくの防止に係るコメント管理表

凡例 : 対応中
: 今回の提出資料にて対応
: 当社として既に回答済（反映済）又は他のコメントに包含されると考えるもの

No.	項目	コメント日	コメント内容	対応方針	回答日	回答資料	関連コメント
1	濃縮共通	2021年10月7日	〈濃縮個別32 被ばく〉 ・P5の整理表において、線源を※とすることは理解したが、既認可でも対象にしていたのであれば明確に記載すること。	・既認可においても線源として設定しており、既認可から変更がないことを追記する。	2021.11.11	濃縮個別32 ・放射線による被ばくの防止に係る補足説明資料 R2	—
2	濃縮共通	2021年10月7日	〈濃縮個別32 被ばく〉 ・第4回申請では冒頭で評価結果（数値）を記載していたため、第5回申請も合わせて記載すること。	・冒頭に評価結果（数値）を追記する。	2021.11.11	濃縮個別32 ・放射線による被ばくの防止に係る補足説明資料 R2	—
3	濃縮共通	2021年10月7日	〈濃縮個別32 被ばく〉 ・P16のORIGEN-2について「2」まで記載する必要があるか確認すること。	・実際に使用しているコードが「2」であり、既認可においても記載していることから、明確化として記載する。	2021.11.11	濃縮個別32 ・放射線による被ばくの防止に係る補足説明資料 R2	—
4	濃縮共通	2021年10月7日	〈濃縮個別32 被ばく〉 ・P19について、図番号がないため追加すること。また、P20のS11についてL1の誤記であれば修正すること。P30の表の「-」と「0」の記載分けを整理すること。	・図番号を追加する。 ・P20について誤記ではないが、分かり難いため修文する。 ・「-」としていることの説明を追加する。	2021.11.11	濃縮個別32 ・放射線による被ばくの防止に係る補足説明資料 R2	—
5	濃縮共通	2021年10月7日	〈濃縮個別32 被ばく〉 ・P25の表にスラッジや使用済みNaF等を追加すること。	・スラッジや使用済みNaF等を追加する。	2021.11.11	濃縮個別32 ・放射線による被ばくの防止に係る補足説明資料 R2	—
6	濃縮共通	2021年10月7日	〈濃縮個別32 被ばく〉 ・評価結果値について既認可から増加している理由を記載すること。	・A、B貯蔵庫の製品シリンダを付着ウラン回収容器の評価条件に変更したことによるものであることを追記する。	2021.11.11	濃縮個別32 ・放射線による被ばくの防止に係る補足説明資料 R2	—
7	濃縮共通	2021年10月7日	〈濃縮個別32 被ばく〉 ・金属胴遠心機の付着ウラン量について、回収実績を踏まえて変更しているが、回収実績がどれくらいなのか記載すること。	・付着ウラン量の概算を追加する。	2021.11.11	濃縮個別32 ・放射線による被ばくの防止に係る補足説明資料 R2	—
8	濃縮共通	2021年11月11日	〈濃縮個別32 被ばく〉 ・P26の被ばく評価における濃縮度の設定において、原料シリンダ等の設定濃縮度が「天然ウラン」と記載されており、具体的な値が不明確であるため、明確化すること。	・P26に天然ウランにおける具体的な設定値を記載する。	2021.12.2	濃縮個別32 ・放射線による被ばくの防止に係る補足説明資料 R3	—
9	濃縮共通	2021年11月11日	〈濃縮個別32 被ばく〉 ・金属胴遠心機と新型遠心機について、数量の単位が整合していないため、整合を図ること。	・新型遠心機は「機」、金属胴遠心機は「台」で使い分けをしているため、当該記載にて資料全体を統一する。	2021.12.2	濃縮個別32 ・放射線による被ばくの防止に係る補足説明資料 R3	—
10	濃縮共通	2021年11月11日	〈濃縮個別32 被ばく〉 ・P25の金属胴遠心機の付着ウラン量の設定根拠について、補足説明を追加すること。	・P26に既認可において説明している設定根拠について追記する。	2021.12.2	濃縮個別32 ・放射線による被ばくの防止に係る補足説明資料 R3	—

濃縮個別33 加工施設の耐震性に係るコメント管理表

凡例 : 対応中
 : 今回の提出資料にて対応
 : 当社として既に回答済（反映済）又は他のコメントに包含されると考えるもの

No.	項目	コメント日	コメント内容	対応方針	回答日	回答資料	関連コメント
1	濃縮共通	2021年10月7日	〈濃縮個別33 耐震〉 ・P13の整理表のNo.304等の排気用モニタの適合の考え方の記載が他と整合が図られていない。全体的に記載の統一をすること。	・No.304等も含め適合の考え方の記載を統一をする。	2021.11.11	濃縮個別33 ・加工施設の耐震性に係る補足説明資料 R2	—
2	濃縮共通	2021年10月7日	〈濃縮個別33 耐震〉 ・P28の表のうち許可で耐震分類が明確になっていないもの（溢水防護堰、遮断弁）について、理由を記載すること。	・溢水防護堰、遮断弁について、許可の記載に基づき1G設計する旨を記載する。	2021.11.11	濃縮個別33 ・加工施設の耐震性に係る補足説明資料 R2	—
3	濃縮共通	2021年10月7日	〈濃縮個別33 耐震〉 ・通信連絡設備をノンクラスとしているが、耐震の考え方をどうするか整理して説明すること。	・通信連絡設備を含めたノンクラスとしている設備の耐震重要度分類を明確に示す。	2021.11.11	濃縮個別33 ・加工施設の耐震性に係る補足説明資料 R2	—
4	濃縮共通	2021年10月7日	〈濃縮個別33 耐震〉 ・塑性域の許容値、配管の温度条件等について、耐震基本方針に記載されていることは理解するが、補足説明資料でもわかるように記載すること。	・塑性域の許容値、配管の温度条件等について、補足説明資料に追加する。	2021.11.11	濃縮個別33 ・加工施設の耐震性に係る補足説明資料 R2	—
5	濃縮共通	2021年11月11日	〈濃縮個別33 耐震〉 ・P5のNo.76インターロックの適合対象とする考え方が、「新設する設備」なのか「新規に申請する設備」なのか明確にすること。また、その他の同様の記載の機器についても明確化すること。	・P5のNo.76のインターロックが「新設する設備」であることを明確にする。また、その他の同様の機器について「新設する設備」と「新規申請の設備」に書き分けて明確化する。	2021.12.2	濃縮個別33 ・加工施設の耐震性に係る補足説明資料 R3	—
6	濃縮共通	2021年11月11日	〈濃縮個別33 耐震〉 ・P9のNo.139カバー、シートについて、耐震設計が異なるためリスト上で書き分けるべきではないか。設備リスト上の表記方法を見直すこと。	・P9のNo.139カバー、シートをそれぞれNo.139カバー、No.140シートとしてリスト上で書き分ける。また、濃縮個別30網羅性に係る補足説明資料の設備リストに反映する。	2021.12.2	濃縮個別33 ・加工施設の耐震性に係る補足説明資料 R3 濃縮個別30 ・加工施設（ウラン濃縮）の設工認申請全体の関係性、網羅性に係る補足説明資料 R4	濃縮個別30コメント管理表 No.13
7	濃縮共通	2021年11月11日	〈濃縮個別33 耐震〉 ・P14のNo.334、335火災区域構造物、No.361除染ハウスの適合対象とする考え方について、今回申請では既認可から変更が無い【△】だが、説明文では耐震計算方針に係る説明をすとある。説明事項が矛盾している。	・P14のNo.334、335火災区域構造物は、既設（既認可）の建屋の耐震評価に包含されているため、今回の説明対象外とする説明文に修文する。 ・P14のNo.361除染ハウスは、既設（既認可）から変更が無い旨の説明文に修文する。	2021.12.2	濃縮個別33 ・加工施設の耐震性に係る補足説明資料 R3	—
8	濃縮共通	2021年11月11日	〈濃縮個別33 耐震〉 ・P22の主要放射性廃水配管の許容応力が、設工認と補足説明資料の表で異なるが、どちらが正しいのか。	・P22の補足説明資料の表の主要放射性廃水配管（高放射性廃水系）（加熱なし）の許容応力を設工認の許容応力に修正する。	2021.12.2	濃縮個別33 ・加工施設の耐震性に係る補足説明資料 R3	—
9	濃縮共通	2021年11月11日	〈濃縮個別33 耐震〉 ・第1回～第4回申請対象機器で耐震設計を「-」としている機器の耐震設計上の取扱いを再整理した結果を示すこと。	・第1回～第4回申請対象機器のうち、耐震重要度分類を明示していない機器の耐震設計上の取扱いの整理結果表を追加する。	2021.12.2	濃縮個別33 ・加工施設の耐震性に係る補足説明資料 R3	—
10	濃縮共通	2021年11月11日	〈濃縮個別33 耐震〉 ・P51の表の「図面位置②」で「次回申請」とあるが、今回申請が分割申請の最終申請であり、誤解を招く表現になっている。表現を見直すこと。	・P51の「次回申請」の表現を「別途申請」に見直す。また、分割申請内での回次記載は該当する分割申請回次を明記する。	2021.12.2	濃縮個別33 ・加工施設の耐震性に係る補足説明資料 R3	—
11	濃縮共通	2021年12月2日	〈濃縮個別33 耐震〉 ・P40 配管に取り付けるカバーの耐震重要度分類の説明において、荷重として考慮するとしているが、事故時の影響評価を踏まえて分類すべきであり、記載の見直しを検討すること。	・カバーは主要配管の一部であり、事故時の影響を考慮して主要配管と一体で評価していることがわかるように記載を見直す。	2021.12.17 (資料提出)	濃縮個別33 ・加工施設の耐震性に係る補足説明資料 R4	—

No.	項目	コメント日	コメント内容	対応方針	回答日	回答資料	関連コメント
12	濃縮共通	2021年12月2日	(濃縮個別33 耐震) ・P29、P30 別添2の「第3類」の機器で波及的影響を考慮した結果上位の耐震重要度分類に基づく耐震設計を実施する機器についても、その選定結果を示すべき。耐震設計の変更があったものは全て記載すること。	・P29、P30にて、波及的影響を考慮した結果、上位の耐震重要度分類による耐震設計を実施した「コールドトラップ横の冷凍機ユニット及び火災防護板」の耐震重要度分類、耐震計算ルート等を追加する。 ・2号減圧槽周囲に設置するシートの取付け用構造材の転倒に対しては、2号減圧槽側で強度を確保できることを確認したため、シート及び構造材は上位の耐震設計を実施しない。	2021.12.17 (資料提出)	濃縮個別33 ・加工施設の耐震性に係る補足説明資料 R4	—
13	濃縮共通	2021年12月2日	(濃縮個別33 耐震) ・P10 No.139-1 カバーの変更区分は「新設」だが、適合対象とする考え方では「耐震設計の変更を伴う」とあり、説明が異なるように見えるため、内容の整合を図ること。その他同様の箇所についても整合を図ること。	・P10 No.139-1等の適合対象とする考え方にて、「新設する機器」、「第1類、第2類、1G設計のいずれかに該当する機器」であることを理由に適合対象とする説明に修正し、変更区分「新設」との整合を図る。	2021.12.17 (資料提出)	濃縮個別33 ・加工施設の耐震性に係る補足説明資料 R4	—

濃縮個別34 強度に係るコメント管理表

凡例 : 対応中
: 今回の提出資料にて対応
: 当社として既に回答済（反映済）又は他のコメントに包含されると考えるもの

No.	項目	コメント日	コメント内容	対応方針	回答日	回答資料	関連コメント
1	濃縮共通	2021年10月7日	〈濃縮個別34 強度〉 ・P9の整理表のNo.146等の適合の考え方の記載が他と整合が図られていない。全体的に記載の統一をすること。	・No.146等も含め適合の考え方の記載を統一をする。	2021.11.11	濃縮個別34 ・強度に係る補足説明資料 R2	—
2	濃縮共通	2021年10月7日	〈濃縮個別34 強度〉 ・既認可では、ポンプの強度評価について明確な記載がないが、どのような考え方としているのか示すこと。	・ポンプの強度評価の方針について記載されている既認可の様式を追加する。	2021.11.11	濃縮個別34 ・強度に係る補足説明資料 R2	—
3	濃縮共通	2021年10月7日	〈濃縮個別34 強度〉 ・強度評価の対象とする設備の範囲の考え方（遠隔消火設備を含む）を説明すること。	・強度評価の対象が1類、2類の容器、管であること及び今回、閉じ込めに係る遠隔消火設備を追加したことを追記する。	2021.11.11	濃縮個別34 ・強度に係る補足説明資料 R2	—
4	濃縮共通	2021年10月7日	〈濃縮個別34 強度〉 ・ポンプの耐圧強度について、炉規法と高圧ガス保安法が整合することは理解するが、最終的に炉規法に基づき確認する必要があるため、具体的に確認した圧力、材料等を示すこと。	・高圧ガス保安法に基づき設計した圧力、材料等の具体的内容を追記する。	2021.11.11	濃縮個別34 ・強度に係る補足説明資料 R2	—
5	濃縮共通	2021年10月7日	〈濃縮個別34 強度〉 ・ポンプについて、高圧ガス保安法に基づき40℃以下とするとしているが、室の環境条件を40℃以下とすることについて明確にすること。	・室の環境条件を40℃以下とする設計について追記する（第4回申請でも同様の記載あり）。	2021.11.11	濃縮個別34 ・強度に係る補足説明資料 R2	—
6	濃縮共通	2021年11月11日	〈濃縮個別34 強度〉 ・P14のNo. 291廃棄区画は撤去（設定解除）機器のため、考え方の記載が不適切ではないか。	・P14のNo. 291は撤去する区画である旨、「撤去機器であるため対象外とする」と記載を修正する。	2021.12.2	濃縮個別34 ・強度に係る補足説明資料 R3	—
7	濃縮共通	2021年11月11日	〈濃縮個別34 強度〉 ・P18の構造及び強度のところが必要肉厚の評価の内容（計算条件や計算結果等）を追記すること。	・P18の必要肉厚の評価について、計算条件を踏まえて実際に設計した内容を追加する。	2021.12.2	濃縮個別34 ・強度に係る補足説明資料 R3	—
8	濃縮共通	2021年11月11日	〈濃縮個別34 強度〉 ・申請の際は、比較という観点で、結論（結びの部分）部分の記載の仕方を考えていただきたい。また、全体の記載についても精査した方が良いのではないかと。	・P19に高圧ガス保安法に基づく設計をしたものを使用することによって、技術基準規則第15条の要求事項に照らした時に適合している旨がわかるように修正する。	2021.12.2	濃縮個別34 ・強度に係る補足説明資料 R3	—

濃縮個別35 加工施設の自然現象等による損傷の防止に係るコメント管理表
 濃縮個別35-1 竜巻防護扉又は竜巻防護板による設計飛来物の進入防止に係るコメント管理表
 濃縮個別35-2 竜巻事象に関するその他の考慮に係るコメント管理表

凡例

- : 対応中
- : 今回の提出資料にて対応
- : 当社として既に回答済（反映済）又は他のコメントに包含されると考えるもの

No.	項目	コメント日	コメント内容	対応方針	回答日	回答資料	関連コメント
1	濃縮共通	2021年9月9日	〈濃縮個別30 施設全体の関係性、網羅性〉 ・竜巻防護板の設置位置の妥当性（防護対象物との位置関係等）について、今後の補足説明資料で説明すること。	・竜巻防護板の設置位置の妥当性について補足説明資料で説明する。	2021. 9. 30	濃縮個別35 ・加工施設の自然現象等による損傷の防止に係る補足説明資料 R0	—
2	濃縮共通	2021年9月27日	〈資料2 審査会合資料〉 ・竜巻防護の竜巻防護板、扉の設置位置、設置仕様の妥当性はどのように確認したのか、特に貫通評価の妥当性は、再処理施設と同じなのか、再処理等と同じ評価手法で新規のものではないことの説明を今後実施すること。	・竜巻防護に係る設計の具体及び再処理等と同じ評価手法で新規のものではないことを説明する。	2021. 11. 4	濃縮個別35-1 ・竜巻防護扉又は竜巻防護板による設計飛来物の進入防止に係る補足説明資料 R1	—
3	濃縮共通	2021年9月27日	〈資料2 審査会合資料〉 ・操業開始当初の設計時に社会環境を踏まえ、航空機墜落等を踏まえた設計としたとしているが、今回の竜巻防護について当時の評価手法と同等のものであることを含めて説明すること。	・当時の航空機墜落等を踏まえた設計の評価手法も含めて、今回の竜巻防護の設計内容を説明する。	2021. 11. 4	濃縮個別35-2 ・竜巻事象に関するその他の考慮に係る補足説明資料 R1	—
4	濃縮共通	2021年9月30日	〈濃縮個別35 自然現象〉 ・説明書冒頭の文章（本文）にもこれまでの申請との関係性を示す記載を追加すること。	・補足説明資料の添付に記載している内容を追加する。	2021. 11. 4	濃縮個別35 ・加工施設の自然現象等による損傷の防止に係る補足説明資料 R2	—
5	濃縮共通	2021年9月30日	〈濃縮個別35 自然現象〉 ・第4回申請時の補足説明資料に記載していた保安規定に定める内容等について、今回の申請に直接関係なくともパッケージとしてわかるように記載を追加すること。	・第4回申請の補足説明資料の内容を追加する。	2021. 11. 4	濃縮個別35 ・加工施設の自然現象等による損傷の防止に係る補足説明資料 R2	—
6	濃縮共通	2021年9月30日	〈濃縮個別35 自然現象〉 ・防風防護、設備防護、運用防護が各章の中に混在しているため整理すること。	・章タイトルを含めて整理、見直しを行う。	2021. 11. 4	濃縮個別35 ・加工施設の自然現象等による損傷の防止に係る補足説明資料 R2	—
7	濃縮共通	2021年9月30日	〈濃縮個別35 自然現象〉 ・防護対象とする開口部の選定が図だけではわからないので説明を追加すること。	・冒頭の文章に開口部の選定の考え方に係る記載を追加する。	2021. 11. 4	濃縮個別35-1 ・竜巻防護扉又は竜巻防護板による設計飛来物の進入防止に係る補足説明資料 R1	—
8	濃縮共通	2021年9月30日	〈濃縮個別35 自然現象〉 ・予備室と搬入室の壁厚に対する記載を追加し、飛来物が2号発回均質室に進入しないことがわかるようにすること。	・前回までで申請済みである内容についても網羅的に確認できるように記載を拡充する。	2021. 11. 4	濃縮個別35-1 ・竜巻防護扉又は竜巻防護板による設計飛来物の進入防止に係る補足説明資料 R1	—
9	濃縮共通	2021年9月30日	〈濃縮個別35 自然現象〉 ・竜巻防護扉及び竜巻防護板の評価対象部位の選定に係る補足説明を追加すること。	・再処理施設の申請書及び補足説明資料の記載の程度を確認し、足りていない部分を追加する。	2021. 11. 4	濃縮個別35-1 ・竜巻防護扉又は竜巻防護板による設計飛来物の進入防止に係る補足説明資料 R1	—
10	濃縮共通	2021年9月30日	〈濃縮個別35 自然現象〉 ・竜巻防護扉及び竜巻防護板への荷重が支持架構、建屋躯体等へどのように伝播していくのか等、評価の過程、根拠に係る説明を追加すること。	・再処理施設の申請書及び補足説明資料の記載の程度を確認し、足りていない部分を追加する。	2021. 11. 4	濃縮個別35-1 ・竜巻防護扉又は竜巻防護板による設計飛来物の進入防止に係る補足説明資料 R1	—
11	濃縮共通	2021年9月30日	〈濃縮個別35 自然現象〉 ・BRL式の適用性の考え方について説明を追加すること。	・設定している設計飛来物が同じであり、BRL式の適用性、等価直径の考え方も同じとなることを説明するための記載を追加する。	2021. 11. 4	濃縮個別35-1 ・竜巻防護扉又は竜巻防護板による設計飛来物の進入防止に係る補足説明資料 R1	—
12	濃縮共通	2021年9月30日	〈濃縮個別35 自然現象〉 ・風力パラメータの設定に関する考え方について説明を追加すること。	・閉じた障壁として評価するため一部ガイド又は再処理施設と違う風力係数を用いていることを説明するための記載を追加する。	2021. 11. 4	濃縮個別35-1 ・竜巻防護扉又は竜巻防護板による設計飛来物の進入防止に係る補足説明資料 R1	—
13	濃縮共通	2021年9月30日	〈濃縮個別35 自然現象〉 ・公道車両評価について、評価方法の適用性、妥当性等の説明を追加すること。	・大型バスの衝突評価だけでなく、既認可の航空機エンジン衝突に係る評価を含めて説明できる資料を追加する。	2021. 11. 4	濃縮個別35-2 ・竜巻事象に関するその他の考慮に係る補足説明資料 R1	—

No.	項目	コメント日	コメント内容	対応方針	回答日	回答資料	関連コメント
14	濃縮共通	2021年11月4日	〈濃縮個別35 自然現象〉 ・P3の2. でまた書きを追加しているが、他資料では「説明書での申請内容に関する補足説明を添付2に示す。」としており、記載の仕方が少し異なるので整合を図ること。	・他の補足説明資料と記載の仕方の整合を図る（P3（2項））。	2021.12.2	濃縮個別35 ・加工施設の自然現象等による損傷の防止に係る補足説明資料 R3	—
15	濃縮共通	2021年11月4日	〈濃縮個別35 自然現象〉 ・ウォークダウン等の結果から飛来物となり得るものは固縛する等の前提方針（第3回申請で認可済み）を明確にした上で、第5回の防護扉等の方針を示すという流れを明確にすること。	・ウォークダウン等の前提方針と今回の説明内容とのつながり、流れを整理し記載を修正する（P4～17）。	2021.12.2	濃縮個別35 ・加工施設の自然現象等による損傷の防止に係る補足説明資料 R3	—
16	濃縮共通	2021年11月4日	〈濃縮個別35 自然現象〉 ・基礎ボルトによる機器等の固縛の対象の考え方を明確にすること。	・機器等の固縛の対象の考え方をリスト、本文で明確にする（P15*10）。	2021.12.2	濃縮個別35 ・加工施設の自然現象等による損傷の防止に係る補足説明資料 R3	—
17	濃縮共通	2021年11月4日	〈濃縮個別35 自然現象〉 ・全社の補足説明資料に合わせ、第3回、第4回も含めた全体の説明を示した上で、前回までの説明事項、今回の説明事項を示すようにすること。	・全社の説明方針を踏まえ、全体の説明、前回までの説明、今回の説明の流れに修正する（P4～17）。	2021.12.2	濃縮個別35 ・加工施設の自然現象等による損傷の防止に係る補足説明資料 R3	—
18	濃縮共通	2021年11月4日	〈濃縮個別35 自然現象〉 ・竜巻防護について、原燃以外も含めた他施設での考えと少し違うため、なぜそこまでやるのかという考え方を明確にすること。	・事業変更許可申請書での方針を踏まえ、対策の目的、考え方を明確にする（P15*10）。	2021.12.2	濃縮個別35 ・加工施設の自然現象等による損傷の防止に係る補足説明資料 R3	—
19	濃縮共通	2021年11月4日	〈濃縮個別35 自然現象〉 ・P3の2.1で「防護対象を収納する建物」という記載があるが、「防護対象設備を収納する建物」に修正するべきではないか。検討のこと。	・コメントを踏まえ文言を修正する（P3,4等）。	2021.12.2	濃縮個別35 ・加工施設の自然現象等による損傷の防止に係る補足説明資料 R3	—
20	濃縮共通	2021年11月4日	〈濃縮個別35 自然現象〉 ・P4の2.6で「本事象発生時に～」という記載があるが、P6の（2）では、「竜巻事象の発生が予測される場合に～」という記載があるため、「本事象の発生が想定される場合に～」に修正するべきではないか。検討のこと。	・コメントを踏まえ文言を修正する（P12*6）。	2021.12.2	濃縮個別35 ・加工施設の自然現象等による損傷の防止に係る補足説明資料 R3	—
21	濃縮共通	2021年11月4日	〈濃縮個別35 自然現象〉 ・P5（1）の「竜巻事象に対する建屋躯体の評価については」と「公道車両に対する建屋躯体の評価については」の記載について、対の書き方としているが、文章が明確に分割されていない。他の箇所も含め適切に見直すこと。	・文章を明確に分割し、分かりやすい記載に修正する（P12,13*6）。	2021.12.2	濃縮個別35 ・加工施設の自然現象等による損傷の防止に係る補足説明資料 R3	—
22	濃縮共通	2021年11月4日	〈濃縮個別35 自然現象〉 ・P6でシリンダの肉厚等に係る評価結果の記載がないが、補足説明資料であることも踏まえ最終結果まで記載すること。	・防護扉、防護板と同様のため省略していたが、省略せずに肉厚等の評価結果を記載する（P15*8）。	2021.12.2	濃縮個別35 ・加工施設の自然現象等による損傷の防止に係る補足説明資料 R3	—
23	濃縮共通	2021年11月4日	〈濃縮個別35 自然現象〉 ・P10の番号79で「当該事象発生時に本施設の生産運転停止等の措置を講じる。」とあるが、許可では「事象の予測できる場合」も措置を講じるとしているため修正すること。	・「事象の予測できる場合」も措置を講じる旨を追加する（P12*6）。	2021.12.2	濃縮個別35 ・加工施設の自然現象等による損傷の防止に係る補足説明資料 R3	—
24	濃縮共通	2021年11月4日	〈濃縮個別35 自然現象〉 ・P11の番号101では「※」にて対象外としているが、P12の番号127では「-」で対象外となっているため、記載を統一すること。	・対象外とするものは「-」の記載で統一する（P21～34）。	2021.12.2	濃縮個別35 ・加工施設の自然現象等による損傷の防止に係る補足説明資料 R3	—
25	濃縮共通	2021年11月4日	〈濃縮個別35 自然現象〉 ・P19の番号277等において、「●」（適合対象）と「対象外」の区別が分かり難いため、記載を書き分けるなど検討すること。	・適合対象となる内容と対象外となる内容の文章を書き分けることで明確化する（P21～34）。	2021.12.2	濃縮個別35 ・加工施設の自然現象等による損傷の防止に係る補足説明資料 R3	—
26	濃縮共通	2021年11月4日	〈濃縮個別35 自然現象〉 ・P27左側の（1）②で、「均質槽」という言葉が出てくるが、（1）上段では「2号均質槽」とあるため、整合を図ること。	・正式名称である「2号均質槽」で統一する（P42）。	2021.12.2	濃縮個別35 ・加工施設の自然現象等による損傷の防止に係る補足説明資料 R3	—
27	濃縮共通	2021年11月4日	〈濃縮個別35-1 自然現象〉 ・評価対象部位の選定から全体を説明しているが、竜巻ガイドの設計の流れと異なるため、説明の構成を見直すこと。	・竜巻ガイド、再処理等と同様に荷重の組合せをスタートにし、説明の全体構成を見直す（P5～7）。	2021.12.2	濃縮個別35-1 ・竜巻防護扉又は竜巻防護板による設計飛来物の進入防止に係る補足説明資料 R2	—

No.	項目	コメント日	コメント内容	対応方針	回答日	回答資料	関連コメント
28	濃縮共通	2021年11月4日	〈濃縮個別35-1 自然現象〉 ・設計飛来物について、第5回の内容だけを説明するのではなく、第3回までの説明も含め一つのパッケージとして纏めるように修正すること。	・設計飛来物の第3回の評価内容、それを踏まえた第5回の評価内容を一つのパッケージとして纏める（P5～9）。	2021.12.2	濃縮個別35-1 ・竜巻防護扉又は竜巻防護板による設計飛来物の進入防止に係る補足説明資料 R2	—
29	濃縮共通	2021年11月4日	〈濃縮個別35-1 自然現象〉 ・設定根拠について、再処理の資料を添付しているが、濃縮の説明資料として添付すること。また、再処理と同様に空気密度の設定根拠資料を添付すること。	・設定根拠資料に空気密度の説明を追加するとともに、濃縮の説明資料として添付する（空気密度：P26～31、BRL式の適用：P37～44）。	2021.12.2	濃縮個別35-1 ・竜巻防護扉又は竜巻防護板による設計飛来物の進入防止に係る補足説明資料 R2	—
30	濃縮共通	2021年11月4日	〈濃縮個別35-1 自然現象〉 ・P12の右側の図で、床面にだけ力が働いているようにみえるが、P18左側だと建屋上部から力が働いているようにみえるので、記載修正のこと。	・荷重の生じる箇所が明確になるように図面の記載を統一、修正する（P11）。	2021.12.2	濃縮個別35-1 ・竜巻防護扉又は竜巻防護板による設計飛来物の進入防止に係る補足説明資料 R2	—
31	濃縮共通	2021年11月4日	〈濃縮個別35-2 自然現象〉 ・既認可の航空機の評価について、今回の外部衝撃の評価と直接つながるものではないため、参考情報の位置付けとなるのではないが、また、過去の許認可の基準要求上の位置付け等を踏まえ、今回のような設計方針とするのか整理すること。	・過去の許認可の基準要求上の位置付け、防護設計の考え方を踏まえ、設計方針を整理し説明する（P16～17、P20～21）。	2021.12.2	濃縮個別35-2 ・竜巻事象に関するその他の考慮に係る補足説明資料 R2	—
32	濃縮共通	2021年11月4日	〈濃縮個別35-2 自然現象〉 ・飛来する可能性のある車両について、全て評価を行い、その中で最も影響の大きい大型バスの結果を示しているのであれば、それがわかる記載とすること。また、大型バスを代表とするのであれば、代表とする妥当性を明確にすること。	・飛来する可能性のある全ての車両を評価していることがわかるように、全体の構成も含め記載を整理する（P13）。	2021.12.2	濃縮個別35-2 ・竜巻事象に関するその他の考慮に係る補足説明資料 R2	—
33	濃縮共通	2021年12月2日	〈濃縮個別35 自然現象〉 ・マスク箇所について、整合が図れていないところがあるため再度整理すること。	・コメントのとおり再度整理して修正する。	2021.12.10 (資料提出)	濃縮個別35 ・加工施設の自然現象等による損傷の防止に係る補足説明資料 R4	—
34	濃縮共通	2021年12月2日	〈濃縮個別35 自然現象〉 ・P6の2.6.1の①～③の項目出しが個別35-1の評価とつながらないため評価の流れを踏まえ整合を図ること。	・考慮する事象による荷重について、竜巻影響評価ガイドに準拠し算定することを追記し、個別35-1で示す設計竜巻荷重の選定につながる記載とする。	2021.12.16	濃縮個別35 ・加工施設の自然現象等による損傷の防止に係る補足説明資料 R4	—
35	濃縮共通	2021年12月2日	〈濃縮個別35 自然現象〉 ・P7で項目からすでに防護対象を2号巻回均質棟に絞込んだ記載になっているが、なぜ絞り込まれた記載になっているのか考え方を示すこと。	・許可時の考え方を追記する。	2021.12.16	濃縮個別35 ・加工施設の自然現象等による損傷の防止に係る補足説明資料 R4	—
36	濃縮共通	2021年12月2日	〈濃縮個別35 自然現象〉 ・P10のb.設計竜巻荷重の組み合わせについて、他資料と整合していない部分があるので整合を図ること。	・個別35-1、35-2の資料について、個別35と整合を図り修正する。	2021.12.16	濃縮個別35 ・加工施設の自然現象等による損傷の防止に係る補足説明資料 R4 濃縮個別35-1 ・竜巻防護扉又は竜巻防護板による設計飛来物の進入防止に係る補足説明資料 R3 濃縮個別35-2 ・竜巻事象に関するその他の考慮に係る補足説明資料 R3	—
37	濃縮共通	2021年12月2日	〈濃縮個別35 自然現象〉 ・P12の2号均質棟のハード対応、ソフト対応を記載しているが、その他の機器との関連性を明確にすること。	・2号均質棟の位置づけを明確にするとともに、それ以外の設備の対応として何をするかについて、後段の説明とつながるように修正する。	2021.12.16	濃縮個別35 ・加工施設の自然現象等による損傷の防止に係る補足説明資料 R4	—
38	濃縮共通	2021年12月2日	〈濃縮個別35 自然現象〉 ・P12の公道車両に対する防護設計について、許可、これまでの申請を踏まえて防護板等を設置するとしているが、実際には評価結果により設置しなくなったはずである。それがわかるようにすること。	・資料の構成として各センテンスで何を説明しているのかを明確にするのと同時に、評価の結果により防護板等の設置が不要となったことがわかるように修正する。	2021.12.16	濃縮個別35 ・加工施設の自然現象等による損傷の防止に係る補足説明資料 R4	—

No.	項目	コメント日	コメント内容	対応方針	回答日	回答資料	関連コメント
39	濃縮共通	2021年12月2日	<p>〈濃縮個別35 自然現象〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・P13で2号発回均質種の構造健全性が維持されることについては、前回までで申請認可済みとなっているが、今回、公道車両に対する評価を実施するので、前回までで構造健全性が維持されることを確認できているとはならないため整合を図ること。 	・コメントのとおり修正する。	2021.12.16	濃縮個別35 ・加工施設の自然現象等による損傷の防止に係る補足説明資料 R4	—
40	濃縮共通	2021年12月2日	<p>〈濃縮個別35 自然現象〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・P13(2)で排気回収等の運用は示されているが、固縛対策等のハード対策が抜けている。全体で整合を図ること。 	・コメントのとおり、全体の流れを確認し整合を図る。	2021.12.16	濃縮個別35 ・加工施設の自然現象等による損傷の防止に係る補足説明資料 R4	—
41	濃縮共通	2021年12月2日	<p>〈濃縮個別35 自然現象〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・P15でボルト固定評価でリスクレベルに応じて均質・ブレンドینگ設備のみを記載するとあるが、基準適合の観点での説明となっていないため検討すること。 	・リスクレベルの違いに係る説明を追加するとともに、評価を記載しない設備についても、同方針に基づき評価することを明確にする。	2021.12.16	濃縮個別35 ・加工施設の自然現象等による損傷の防止に係る補足説明資料 R4	—

濃縮個別36 加工施設の閉じ込めの機能に係るコメント管理表

凡例 : 対応中
: 今回の提出資料にて対応
: 当社として既に回答済(反映済)又は他のコメントに包含されると考えるもの

No.	項目	コメント日	コメント内容	対応方針	回答日	回答資料	関連コメント
1	濃縮共通	2021年10月14日	〈濃縮個別36 閉じ込め〉 ・本文で、「18条 警報」の呼び込みはあるが、「15条 材料」の呼び込みがないため追加すること。	・「15条 材料」の呼び込みを追加する。	2021.11.11	濃縮個別36 ・加工施設の閉じ込めの機能に係る補足説明書 R2	—
2	濃縮共通	2021年10月14日	〈濃縮個別36 閉じ込め〉 ・除染ハウスについては、設計が変更となることから記号は「○」とすること。	・記号を「○」に修正する。	2021.11.11	濃縮個別36 ・加工施設の閉じ込めの機能に係る補足説明書 R2	—
3	濃縮共通	2021年10月14日	〈濃縮個別36 閉じ込め〉 ・排気フードを撤去しても安全性に問題がないことの説明が不明確であるため資料を修正すること。	・除染ハウスの設備概要、飛散防止に係る設計の説明を追加する。	2021.11.11	濃縮個別36 ・加工施設の閉じ込めの機能に係る補足説明書 R2	—
4	濃縮共通	2021年10月14日	〈濃縮個別36 閉じ込め〉 ・除染ハウスの説明において、開放作業における従事者の装備に係る説明を追加すること。	・ポンプ等の開放点検ではほとんど被ばくのおそれがないこと、また、おそれがあるものとしてNaFベレットの交換作業があり、その時には全面マスク、タイベックにて作業をすること等の記載を追加する。	2021.11.11	濃縮個別36 ・加工施設の閉じ込めの機能に係る補足説明書 R2	—
5	濃縮共通	2021年10月14日	〈濃縮個別36 閉じ込め〉 ・溢水防護堰が対象とならないことの説明を注記で良いので追加すること。	・「10条 閉じ込め」の要求は液体状の廃棄物を取り扱う施設への要求であり、溢水が発生した場合の堰とは違うことを追加する。	2021.11.11	濃縮個別36 ・加工施設の閉じ込めの機能に係る補足説明書 R2	—
6	濃縮共通	2021年10月14日	〈濃縮個別36 閉じ込め〉 ・漏えい拡大防止インターロックに係る記載を定量的に示すこと。	・漏えい発生から検知、遮断弁・ダンパ閉止までの流れを詳細図等で明確にする。	2021.11.11	濃縮個別36 ・加工施設の閉じ込めの機能に係る補足説明書 R2 濃縮個別44 ・警報設備等に係る補足説明資料 R1	—
7	濃縮共通	2021年10月14日	〈濃縮個別36 閉じ込め〉 ・カバー等を設置するのは配管だけではなく機器も対象としているため機器の記載を追加すること。	・機器の記載を追加する。	2021.11.11	濃縮個別36 ・加工施設の閉じ込めの機能に係る補足説明書 R2	—
8	濃縮共通	2021年10月14日	〈濃縮個別36 閉じ込め〉 ・均質槽の防護カバーについて、気密性を求めるものなのか、作業性はどうなのかの説明を追加し、それがわかる図にすること。また、DF10の許可での考え方を踏まえた説明とすること。	・事業許可の考え方を踏まえて詳細設計の説明を拡充する。	2021.11.11	濃縮個別36 ・加工施設の閉じ込めの機能に係る補足説明書 R2	—
9	濃縮共通	2021年11月11日	〈濃縮個別36 閉じ込め〉 ・P34の漏えい拡大防止における時間の設定のうち、局所排気装置等の機器の動作時間については、機器に対する要求事項として設定している時間であることがわかるように修正すること。	・P34の機器の動作として設定している時間について、要求事項として設定している時間であることがわかるように明確化する。	2021.12.2	濃縮個別36 ・加工施設の閉じ込めの機能に係る補足説明資料 R3 濃縮個別52 ・仕様表に係る補足説明資料 R2	濃縮個別52コメント管理表 No.6
10	濃縮共通	2021年11月11日	〈濃縮個別36 閉じ込め〉 ・P36の局所排気系ダクトのダンパについて、今回の申請において信号の入力がないのであれば、記載を見直すこと。	・P36に信号の入力によるダンパ閉が既認可の設計であることを記載するとともに、今回の申請において、信号の入力がないことを明確化する。	2021.12.2	濃縮個別36 ・加工施設の閉じ込めの機能に係る補足説明資料 R3	—
11	濃縮共通	2021年11月11日	〈濃縮個別36 閉じ込め〉 ・P36の局所排気装置について、機能を維持する対象がわかるように記載すること。また、機器名について、目的を踏まえて記載を検討すること。	・P36に機能維持の対象がダンパであることの明確化及び局所排気装置の目的を明確化する。	2021.12.2	濃縮個別36 ・加工施設の閉じ込めの機能に係る補足説明資料 R3 濃縮個別52 ・仕様表に係る補足説明資料 R2	濃縮個別52コメント管理表 No.5
12	濃縮共通	2021年12月2日	〈濃縮個別36 閉じ込め〉 ・既認可から変更の無い配管カバーについても、耐食性を有すること及び耐震評価についても明確にすること。	・配管カバーについても、耐食性を有すること及びB2号均質槽の支持構造物と一体で耐震評価をしていること、既認可から変更がないことを追記する。	2021.12.17 (資料提出)	濃縮個別36 ・加工施設の閉じ込めの機能に係る補足説明資料 R4	—

濃縮個別37 加工施設の火災防護に係るコメント管理表

凡例 : 対応中
 : 今回の提出資料にて対応
 : 当社として既に回答済（反映済）又は他のコメントに包含されると考えるもの

No.	項目	コメント日	コメント内容	対応方針	回答日	回答資料	関連コメント
1	濃縮共通	2021年9月27日	〈資料2 審査会合資料〉 ・ハロン消火剤が放出されたあとに二酸化炭素が放出するといっているが、ハロン消火剤は放出されない等の場合、二酸化炭素の操作箱の開錠がされない場合があるのではないか。その時の不都合は生じないか。詳細を今後説明すること。	・操作箱等の操作の流れ、運用による解錠等の方法を含めて、詳細を説明する。	2021.11.4	濃縮個別37 ・加工施設の火災防護に係る補足説明資料 R2	—
2	濃縮共通	2021年9月30日	〈濃縮個別37 火災防護〉 ・第3回申請で記載のあった火災報知機の配置、中央制御室での感知等についての説明が不足しているため追加すること。	・第3回申請で記載のあった火災報知機の配置、中央制御室での感知等について追加する。	2021.10.14	濃縮個別37 ・加工施設の火災防護に係る補足説明資料 R1	—
3	濃縮共通	2021年9月30日	〈濃縮個別37 火災防護〉 ・火災防護板、コールドトラップの評価等について、第4回申請で記載していたため省略するとしているが、省略せずに記載すること。	・火災防護板、コールドトラップの評価等について、省略せずに記載する。	2021.10.14	濃縮個別37 ・加工施設の火災防護に係る補足説明資料 R1	—
4	濃縮共通	2021年9月30日	〈濃縮個別37 火災防護〉 ・内部火災影響評価について、評価結果だけでなく、評価のプロセスに係る説明を追加すること。許可で記載済みであるものも含めて説明すること。	・内部火災影響評価について、評価のプロセス、許可の記載根拠等について追加する。	2021.10.14	濃縮個別37 ・加工施設の火災防護に係る補足説明資料 R1	—
5	濃縮共通	2021年9月30日	〈濃縮個別37 火災防護〉 ・内部火災影響評価の根拠のうち電気・計装盤の発熱量がNFPAハンドブックに基づいていることが明確でないため、修正すること。	・根拠がNFPAハンドブックに基づいていることを明確にする。	2021.10.14	濃縮個別37 ・加工施設の火災防護に係る補足説明資料 R1	—
6	濃縮共通	2021年9月30日	〈濃縮個別37 火災防護〉 ・別紙1の消火剤の算出式で、同じ式を羅列しているが、それよりも防護空間等の設定根拠を説明すべきであるため、修正すること。また、消火剤の（注4）について削除すること。	・別紙1の消火剤の算出について、同じ式を羅列する記載を見直し、防護空間等の設定根拠等を追加する。また、（注4）を削除する。	2021.10.14	濃縮個別37 ・加工施設の火災防護に係る補足説明資料 R1	—
7	濃縮共通	2021年9月30日	〈濃縮個別37 火災防護〉 ・安重のない加工施設の火災影響評価について、ガイドとの関係、発電炉との違い等について説明を追加すること。	・安重のない加工施設の火災影響評価について、ガイドとの関係、発電炉との違い等について説明を追加する。	2021.10.14	濃縮個別37 ・加工施設の火災防護に係る補足説明資料 R1	—
8	濃縮共通	2021年9月30日	〈濃縮個別37 火災防護〉 ・第3回申請で示した火災感知の今後の増設予定を今回変更しているが、その内容を明確にすること。	・第3回申請で示した予定からの変更点を明確にする。	2021.10.14	濃縮個別37 ・加工施設の火災防護に係る補足説明資料 R1	—
9	濃縮共通	2021年9月30日	〈濃縮個別37 火災防護〉 ・技術基準適合のリストについて、火災区画構造物の適合を※としているが、該当する規則がなく許可に基づくものであれば、その旨を明確に記載すること。	・技術基準適合のリストの火災区画構造物の適合の説明について、許可に基づくものであることを明確にする。	2021.10.14	濃縮個別37 ・加工施設の火災防護に係る補足説明資料 R1	—
10	濃縮共通	2021年9月30日	〈濃縮個別37 火災防護〉 ・二酸化炭素消火を実施する前の人の退避等の流れを追加すること。	・遠隔消火設備の操作フロー等（ハロン、二酸化炭素消火の流れ）の説明を追加する。	2021.10.14	濃縮個別37 ・加工施設の火災防護に係る補足説明資料 R1	—
11	濃縮共通	2021年10月14日	〈濃縮個別37 火災防護〉 ・内部火災影響評価の火災評価対象設備の設定について、許可でも若干示しているが、施設の特性を踏まえて設定したという考え方を追加すること。	・施設の特性を踏まえた火災評価対象設備の設定の考え方について追加する。	2021.11.4	濃縮個別37 ・加工施設の火災防護に係る補足説明資料 R2	—
12	濃縮共通	2021年10月14日	〈濃縮個別37 火災防護〉 ・P30のゴムの発熱量について、数値を丸めているのであれば正確に記載すること。	・ゴムの発熱量について、丸めた数値を使用しているので修正する。	2021.11.4	濃縮個別37 ・加工施設の火災防護に係る補足説明資料 R2	—
13	濃縮共通	2021年10月14日	〈濃縮個別37 火災防護〉 ・P50の算出方法について、防護空間からの消火剤量の算出の計算過程を示すこと。	・防護空間の計算過程を追加する。	2021.11.4	濃縮個別37 ・加工施設の火災防護に係る補足説明資料 R2	—

No.	項目	コメント日	コメント内容	対応方針	回答日	回答資料	関連コメント
14	濃縮共通	2021年10月14日	〈濃縮個別37 火災防護〉 ・P54の火災区域特性表の火災源の説明について、それ自身が発火する事象と別の要因で着火した場合に発火する事象を並列で記載しているが、わかりにくいいため修正すること。	・火災シナリオの説明について、火災源となるもの、着火後に燃焼を想定するものがわかるように適切に修正する。	2021.11.4	濃縮個別37 ・加工施設の火災防護に係る補足説明資料 R2	—
15	濃縮共通	2021年10月14日	〈濃縮個別37 火災防護〉 ・P54の火災区域特性表の様式について、ガイドにある火災伝播に対する内容は濃縮も関連すると考えるので追加すること。	・火災の伝播経路の説明を追加する。	2021.11.4	濃縮個別37 ・加工施設の火災防護に係る補足説明資料 R2	—
16	濃縮共通	2021年10月14日	〈濃縮個別37 火災防護〉 ・感知器の多様性について、煙、熱、炎があるうち、煙と炎を選定した理由を明確にすること。	・早期感知の優位性から煙、炎感知器を選定していることを明確にする。	2021.11.4	濃縮個別37 ・加工施設の火災防護に係る補足説明資料 R2	—
17	濃縮共通	2021年10月14日	〈濃縮個別37 火災防護〉 ・P17の凡例枠について、熱感知器、煙感知器が同じ記号で両方設置されているように見えるので修正すること。	・煙感知器のみを設置する箇所と煙、熱感知器の両方を設置する箇所がわかるように修正する。	2021.11.4	濃縮個別37 ・加工施設の火災防護に係る補足説明資料 R2	—
18	濃縮共通	2021年10月14日	〈濃縮個別37 火災防護〉 ・分割申請であることを考慮し、添付説明資料においては、基本となる設計方針は毎回変えずに、個別設計の内容を毎回申請に応じた記載とすること。修正においては再処理、MOXを参考にすること。	・火災の発生防止等の各説明について、基本となる設計方針を記載する「基本事項」と分割申請に応じて詳細を記載する「設計内容」に項目を分割する。	2021.11.4	濃縮個別37 ・加工施設の火災防護に係る補足説明資料 R2	—
19	濃縮共通	2021年10月14日	〈濃縮個別37 火災防護〉 ・ハロン消火剤より先に二酸化炭素消火剤を放出しないことについて、回路を明確にするとともに、本文を修正すること。	・ハロン消火剤と二酸化炭素消火剤の作動回路、操作箱の解錠のシステムを明確にする。	2021.11.4	濃縮個別37 ・加工施設の火災防護に係る補足説明資料 R2	—
20	濃縮共通	2021年10月14日	〈濃縮個別37 火災防護〉 ・P51のコールドトラップ（冷凍機）は最大体積を用いて、ある程度規格化された大きさで算出しているのであればその旨を明確にすること。	・防護空間の算出において、最も大きいサイズの冷凍機を基準に算出していることを明確化する。	2021.11.4	濃縮個別37 ・加工施設の火災防護に係る補足説明資料 R2	—
21	濃縮共通	2021年10月14日	〈濃縮個別37 火災防護〉 ・P3の2.2について、「既認可から変更が生じるもの」としているが、最後は「材料に変更はない」としており、前後の説明が合わないので修正すること。	・「材料に変更はない」ではなく「既認可から変更はない」旨の記載に修正する。	2021.11.4	濃縮個別37 ・加工施設の火災防護に係る補足説明資料 R2	—
22	濃縮共通	2021年10月14日	〈濃縮個別37 火災防護〉 ・火災防護板について、第5回分として申請するものを添付1に追加し明確にすること。	・添付1のリストに火災防護板を追加する。	2021.11.4	濃縮個別37 ・加工施設の火災防護に係る補足説明資料 R2	—
23	濃縮共通	2021年10月14日	〈濃縮個別37 火災防護〉 ・P24の10分程度で火災が収束することの許可との関係、根拠を示すこと。	・10分程度で火災が収束する理由、許可との関係を追加する。	2021.11.4	濃縮個別37 ・加工施設の火災防護に係る補足説明資料 R2	—
24	濃縮共通	2021年10月14日	〈濃縮個別37 火災防護〉 ・P25の火災防護板の説明について、目的（UF6内包の配管を防護）を明確にするとともに、「盤内冷却機能」の具体を明確にすること。	・火災防護板について、UF6を内包する配管を防護する目的であることを記載するとともに、盤の上部ファンによる排熱を阻害しないように隔離距離を設けることを明確化する。	2021.11.4	濃縮個別37 ・加工施設の火災防護に係る補足説明資料 R2	—
25	濃縮共通	2021年10月14日	〈濃縮個別37 火災防護〉 ・P27の耐火壁の補足説明に耐火シールが抜けているので追加すること。	・耐火シールを追記する。	2021.11.4	濃縮個別37 ・加工施設の火災防護に係る補足説明資料 R2	—
26	濃縮共通	2021年10月14日	〈濃縮個別37 火災防護〉 ・P31の式について、等価時間と火災荷重の順番を入れ替えること。	・等価時間と火災荷重の順番を入れ替える。	2021.11.4	濃縮個別37 ・加工施設の火災防護に係る補足説明資料 R2	—
27	濃縮共通	2021年10月14日	〈濃縮個別37 火災防護〉 ・P37の図の煙感知器、炎感知器の色を修正すること。	・誤記であるため修正する。	2021.11.4	濃縮個別37 ・加工施設の火災防護に係る補足説明資料 R2	—
28	濃縮共通	2021年10月14日	〈濃縮個別37 火災防護〉 ・P47の遠隔消火設備の流れについて、退避警報を操作箱の開放後に実施することの理由を追加すること。	・遠隔消火設備の流れについて、退避警報と入室者がいないことの確認の関係を整理し修正する。	2021.11.4	濃縮個別37 ・加工施設の火災防護に係る補足説明資料 R2	—

No.	項目	コメント日	コメント内容	対応方針	回答日	回答資料	関連コメント
29	濃縮共通	2021年10月14日	〈濃縮個別37 火災防護〉 ・P47、48について、入室者がいないことの確認をハロン消火と並行して実施していることの一連の流れを追加すること。	・遠隔消火設備の流れについて、ハロン消火と入室者がいないことの確認を並行して行うことを明確化する。	2021.11.4	濃縮個別37 ・加工施設の火災防護に係る補足説明資料 R2	—
30	濃縮共通	2021年10月14日	〈濃縮個別37 火災防護〉 ・操作箱の扉開錠、入室者がいないことの確認、扉解放の流れだが、実際にもこの流れなのか。解錠と開放はほぼ同時にできるはずなので明確化すること。	・遠隔消火設備の流れについて、解錠と開放はほぼ同時であるため、入室者がいないことの確認の位置付けを整理し修正する。	2021.11.4	濃縮個別37 ・加工施設の火災防護に係る補足説明資料 R2	—
31	濃縮共通	2021年11月4日	〈濃縮個別37 火災防護〉 ・P16の火災感知及び消火の方針の記載について、P36等で示した基本的な全体方針（自動火災報知設備で検知して中央制御室に警報を発する等）を追記すること。	・P16の感知及び消火の方針の冒頭に基本的な全体方針を追記する。	2021.11.17	濃縮個別37 ・加工施設の火災防護に係る補足説明資料 R3	—
32	濃縮共通	2021年11月4日	〈濃縮個別37 火災防護〉 ・炎感知器と温度センサが相互に悪影響を及ぼさないことの説明を追加すること。また、温度センサをカバー内に設置することを明確化すること。	・P17、P42に温度センサが炎感知器の火災の感知に影響を与えないこと等を追加する。	2021.11.17	濃縮個別37 ・加工施設の火災防護に係る補足説明資料 R3	—
33	濃縮共通	2021年11月4日	〈濃縮個別37 火災防護〉 ・P3について、「閉じ込め機能の喪失に係る」としているが、「閉じ込め機能の喪失の防止に係る」ではないか。	・P3の「閉じ込め機能の喪失に係る」を「閉じ込め機能の喪失の防止に係る」に修正する。	2021.11.17	濃縮個別37 ・加工施設の火災防護に係る補足説明資料 R3	—
34	濃縮共通	2021年11月4日	〈濃縮個別37 火災防護〉 ・P36の感知器の組み合わせ、早期感知を優先する等の考え方を申請書に反映すること。	・P36で示した方針を申請書（P16）に反映する。	2021.11.17	濃縮個別37 ・加工施設の火災防護に係る補足説明資料 R3	—
35	濃縮共通	2021年11月4日	〈濃縮個別37 火災防護〉 ・審査会合での指摘を踏まえ、ハロン消火剤が放出しない限り、二酸化炭素消火剤が使用できないと誤解されないように、P48で示した方針を申請書に反映すること。	・P48で示した方針を申請書（P17）に反映する。	2021.11.17	濃縮個別37 ・加工施設の火災防護に係る補足説明資料 R3	—
36	濃縮共通	2021年11月4日	〈濃縮個別37 火災防護〉 ・火災防護板を設置する全体の方針は追加されているが、第5回の申請で対象となる火災防護板がないことも明確にすること。	・第5回の申請で対象となる火災防護板がないことを申請書（P23）に追記する。	2021.11.17	濃縮個別37 ・加工施設の火災防護に係る補足説明資料 R3	—
37	濃縮共通	2021年11月4日	〈濃縮個別37 火災防護〉 ・防火戸と防火扉の記載が混在しているため、統一すること。	・他箇所も含め防護扉に用語を統一する（P27、P33）。	2021.11.17	濃縮個別37 ・加工施設の火災防護に係る補足説明資料 R3	—
38	濃縮共通	2021年11月4日	〈濃縮個別37 火災防護〉 ・P36の第3回までの申請範囲の記載が分かり難いため修正すること。	・P37に申請回次を示した表を追加し申請範囲を明確化する。	2021.11.17	濃縮個別37 ・加工施設の火災防護に係る補足説明資料 R3	—
39	濃縮共通	2021年11月4日	〈濃縮個別37 火災防護〉 ・P51の必要消火剤量の計算式について、消防法に基づくものであることを明確化すること。	・P51の計算式に注釈を追加し消防法に基づくものであることを明確化する。	2021.11.17	濃縮個別37 ・加工施設の火災防護に係る補足説明資料 R3	—
40	濃縮共通	2021年11月4日	〈濃縮個別37 火災防護〉 ・内部火災影響評価の特性表の火災区域間の伝播について、ケーブルトレイ等の貫通部をどのように評価しているのかを整理して示すこと。	・P33に火災区域の貫通部は建築基準法に基づく防火区画貫通部として処置されていることを示すとともに、火災区域特性表（P57他）に貫通部の記載を追加する。	2021.11.17	濃縮個別37 ・加工施設の火災防護に係る補足説明資料 R3	—
41	濃縮共通	2021年11月17日	〈濃縮個別37 火災防護〉 ・前回説明のあったP11の整理表のNo.322の火災防護板が今回、削除されているため確認すること。	・誤って削除したものであり、P11の記載を適切に修正する。	2021.12.9	濃縮個別37 ・加工施設の火災防護に係る補足説明資料 R4	—
42	濃縮共通	2021年11月17日	〈濃縮個別37 火災防護〉 ・P16(2)の申請書の遠隔消火設備の「ハロン消火剤より先に二酸化炭素消火剤を噴射することがない設計とする」となっているが、この文言だけを見ると、誤解を与えるため、機械的に施錠されるということがわかるようにすること。	・本記載については、修正前の申請書の内容を示したものであり、資料の右側の補足説明の記載（誤操作防止のための施錠管理等）を設工認に適切に反映する。	2021.12.9	濃縮個別37 ・加工施設の火災防護に係る補足説明資料 R4	—

濃縮個別38 加工施設内における溢水による損傷の防止に係るコメント管理表

凡例 : 対応中
: 今回の提出資料にて対応
: 当社として既に回答済（反映済）又は他のコメントに包含されると考えるもの

No.	項目	コメント日	コメント内容	対応方針	回答日	回答資料	関連コメント
1	濃縮共通	2021年9月9日	〈濃縮個別30 施設全体の関係性、網羅性〉 ・着脱式の堰の止水性について、今後の補足説明資料で説明すること。	・堰の止水性について補足説明資料で説明する。	2021. 9. 30	濃縮個別38 ・加工施設内における溢水による損傷の防止に係る補足説明資料R0	—
2	濃縮共通	2021年9月27日	〈資料2 審査会合資料〉 ・溢水評価について、発電炉等の他施設の対応と同様の評価手法であること、遮断弁の条件等についても適切に考慮されていることを今後説明すること。	・溢水評価の手法、遮断弁の条件等の詳細について説明する。	2021. 11. 4	濃縮個別38 ・加工施設内における溢水による損傷の防止に係る補足説明資料R2	—
3	濃縮共通	2021年9月30日	〈濃縮個別38 溢水防護〉 ・設工認記載内容において、4.1及び4.2の記載が抜けているので追加すること。	・追記、修正する。	2021. 11. 4	濃縮個別38 ・加工施設内における溢水による損傷の防止に係る補足説明資料R2	—
4	濃縮共通	2021年9月30日	〈濃縮個別38 溢水防護〉 ・溢水評価の各段階（溢水源の想定、溢水量の算出等）の検討内容、妥当性についての説明がないので、明確に記載すること。	・溢水評価の各段階（溢水源の想定、溢水量の算出等）の検討内容、妥当性について説明を記載する。	2021. 11. 4	濃縮個別38 ・加工施設内における溢水による損傷の防止に係る補足説明資料R2	—
5	濃縮共通	2021年9月30日	〈濃縮個別38 溢水防護〉 ・第4回申請の補足説明資料において説明した、中央操作棟2Fの開口部の説明を追加すること。	・中央操作棟2Fの開口部の説明を追加する。	2021. 11. 4	濃縮個別38 ・加工施設内における溢水による損傷の防止に係る補足説明資料R2	—
6	濃縮共通	2021年9月30日	〈濃縮個別38 溢水防護〉 ・管理廃水処理室が堰としての機能を有するため溢水評価区画に含まないことに関して、堰の構造等を示し、その妥当性を説明すること。	・堰の構造等を示し、溢水経路、溢水評価区画の妥当性を説明する。	2021. 11. 4	濃縮個別38 ・加工施設内における溢水による損傷の防止に係る補足説明資料R2	—
7	濃縮共通	2021年9月30日	〈濃縮個別38 溢水防護〉 ・被水防護板の補足説明に、配管と盤の位置関係がないと防護板設置個所の妥当性が判断できないため、追加すること。	・配管と盤の位置関係がわかる図面を追加する。	2021. 11. 4	濃縮個別38 ・加工施設内における溢水による損傷の防止に係る補足説明資料R2	—
8	濃縮共通	2021年9月30日	〈濃縮個別38 溢水防護〉 ・被水防護板の構造図が第4回申請と異なっており、火災防護板との関係も明確ではないので、明確に説明すること。	・被水防護板の詳細設計内容、火災防護板と兼用すること関する説明を追加する。	2021. 11. 4	濃縮個別38 ・加工施設内における溢水による損傷の防止に係る補足説明資料R2	—
9	濃縮共通	2021年9月30日	〈濃縮個別38 溢水防護〉 ・溢水防護堰のどの部分にバックキン及びコーキングを用いるかを明確にすること。	・堰の詳細設計内容について説明を追加する。	2021. 11. 4	濃縮個別38 ・加工施設内における溢水による損傷の防止に係る補足説明資料R2	—
10	濃縮共通	2021年9月30日	〈濃縮個別38 溢水防護〉 ・防護対象設備の定義が添付1と本文側で異なっているので、明確にすること。その際に、用語の使用方法については他の条文と齟齬がないようにすること。	・防護対象設備の考え方について記載を追加する。	2021. 11. 4	濃縮個別38 ・加工施設内における溢水による損傷の防止に係る補足説明資料R2	—
11	濃縮共通	2021年9月30日	〈濃縮個別38 溢水防護〉 ・盤の設計について端子位置について記載されているが、ケーブル等をどのように防護するか記載されていないので、説明を追記すること。	・ケーブル等の防護方針について説明を追加する。	2021. 11. 4	濃縮個別38 ・加工施設内における溢水による損傷の防止に係る補足説明資料R2	—
12	濃縮共通	2021年9月30日	〈濃縮個別38 溢水防護〉 ・遮断弁有無に応じた溢水量評価と運転員操作までの時間70分の関係について、明確にすること。	・遮断弁有無に応じた溢水量評価と運転員操作までの時間70分の関係について説明を追加する。	2021. 11. 4	濃縮個別38 ・加工施設内における溢水による損傷の防止に係る補足説明資料R2	—
13	濃縮共通	2021年11月4日	〈濃縮個別38 溢水防護〉 ・P4の閉じ込め機能等に係るインターロックを防護対象施設に選定しないことに関する説明について、当該機能を喪失したとしても、なぜ閉じ込め機能が確保されるのか理由が不明確。理由の記載を拡充すること。	・P4において、閉じ込め機能が確保されること及び防護対象施設として選定しない理由の説明を拡充する。	2021. 12. 2	濃縮個別38 ・加工施設内における溢水による損傷の防止に係る補足説明資料R3	—

No.	項目	コメント日	コメント内容	対応方針	回答日	回答資料	関連コメント
14	濃縮共通	2021年11月4日	〈濃縮個別38 溢水防護〉 ・評価対象区画の考え方が不明確なため、管理廃水処理室を評価対象区画に含めるかどうか分からない。評価対象区画の考え方、防護対象との関係に関する説明を追加すること。	・P44、47～49において、評価対象区画の考え方に関する説明を追加するとともに、評価対象区画外にある防護対象施設が防護されることについて示す。	2021.12.2	濃縮個別38 ・加工施設内における溢水による損傷の防止に係る補足説明資料 R3	—
15	濃縮共通	2021年11月4日	〈濃縮個別38 溢水防護〉 ・P49の盤と水系配管の関係について、例示している室外の室についても示すこと。	・P54～P57に、他の室の図面を追加する。	2021.12.2	濃縮個別38 ・加工施設内における溢水による損傷の防止に係る補足説明資料 R3	—
16	濃縮共通	2021年11月4日	〈濃縮個別38 溢水防護〉 ・遮断弁有無の評価の扱いについて、濃縮施設として正式な評価結果として扱うものほどどちらか明確にすること。その上で申請書の記載を検討すること。	・P25～27、36～37において、遮断弁無しの評価結果を溢水影響評価に用いる結果として扱うことと整理し、適合説明の内容、構成を見直した。	2021.12.2	濃縮個別38 ・加工施設内における溢水による損傷の防止に係る補足説明資料 R3	—
17	濃縮共通	2021年11月4日	〈濃縮個別38 溢水防護〉 ・P18で同様の文章を2回繰り返しているように見える箇所があるため、記載修正すること。	・P19の不要な文章を削除する。	2021.12.2	濃縮個別38 ・加工施設内における溢水による損傷の防止に係る補足説明資料 R3	—
18	濃縮共通	2021年11月4日	〈濃縮個別38 溢水防護〉 ・P21のピット等の「等」が不要であれば削除すること。	・P22の図から「等」を削除する。	2021.12.2	濃縮個別38 ・加工施設内における溢水による損傷の防止に係る補足説明資料 R3	—
19	濃縮共通	2021年11月4日	〈濃縮個別38 溢水防護〉 ・「水の流出し易い扉」と「水密性のない扉」という2種類の表現があるため記載を統一すること。	・P45、46において、事業変更許可申請書に合わせて「水の流出し易い扉」に記載を統一する。	2021.12.2	濃縮個別38 ・加工施設内における溢水による損傷の防止に係る補足説明資料 R3	—
20	濃縮共通	2021年11月4日	〈濃縮個別38 溢水防護〉 ・P22の溢水経路の説明において、床面高さが同じで均一である旨の説明がないので、説明を追加すること。	・P24に、評価対象区画内の室の床面高さが均一（FL=GL+200mm）であり、特定の箇所に水が留まることがないことの説明を追加する。	2021.12.2	濃縮個別38 ・加工施設内における溢水による損傷の防止に係る補足説明資料 R3	—
21	濃縮共通	2021年11月4日	〈濃縮個別38 溢水防護〉 ・P43の管理廃水処理室の説明について、堰のみについて説明されており、P27で説明しているような漏えい防止機能に関する説明がないため、説明を追加すること。	・P48の管理廃水処理室の説明において、インターロック等の説明を追加する。	2021.12.2	濃縮個別38 ・加工施設内における溢水による損傷の防止に係る補足説明資料 R3	—
22	濃縮共通	2021年12月2日	〈濃縮個別38 溢水防護〉 ・P45において、モニタエリア等を評価対象区画から除く理由を示しているが、P44の「3.評価対象区画」においても適切に示すこと。	・P44の3.評価対象区画の説明において、モニタエリア等を評価対象区画から除く理由を明確にする。	2021.12.17 (資料提出)	濃縮個別38 ・加工施設内における溢水による損傷の防止に係る補足説明資料 R4	—
23	濃縮共通	2021年12月2日	〈濃縮個別38 溢水防護〉 ・P28において、2階の排気室に設置している機器を説明しているが、今回の申請対象の排気用モニタの説明が不足している。	・P28の2階の排気室に設置している機器の説明に排気用モニタを追加する。	2021.12.17 (資料提出)	濃縮個別38 ・加工施設内における溢水による損傷の防止に係る補足説明資料 R4	—
24	濃縮共通	2021年12月2日	〈濃縮個別38 溢水防護〉 ・被水防護板は火災防護板と同じものであることがわかるように備考で明確にすること。	・被水防護板は火災防護板と同じものであることがわかるように備考に追加する。	2021.12.17 (資料提出)	濃縮個別38 ・加工施設内における溢水による損傷の防止に係る補足説明資料 R4	—

濃縮個別39 放射線管理施設に係るコメント管理表

凡例 : 対応中
: 今回の提出資料にて対応
: 当社として既に回答済（反映済）又は他のコメントに包含されると考えるもの

No.	項目	コメント日	コメント内容	対応方針	回答日	回答資料	関連コメント
1	濃縮共通	2021年10月14日	〈濃縮個別39 放射線管理〉 ・ウラン貯蔵・廃棄物庫とCウラン貯蔵室との関係がわかりにくいいため、補足した方がよい。	・配置図を追加し、ウラン貯蔵・廃棄物庫とCウラン貯蔵室との関係がわかるようにする。	2021.11.11	濃縮個別39 ・放射線管理施設に係る補足説明資料 R2	—
2	濃縮共通	2021年10月14日	〈濃縮個別39 放射線管理〉 ・HFセンサについて、均質槽の防護カバー内に設置するのであれば明確にすること。	・HFセンサについて、均質槽の防護カバー内に設置する旨を追記する。	2021.11.11	濃縮個別39 ・放射線管理施設に係る補足説明資料 R2	—
3	濃縮共通	2021年10月14日	〈濃縮個別39 放射線管理〉 ・P3 2.2のHFセンサの文章で、「第1項～計測する設備ではない」とあるが、「直接測定する設備ではない」程度の記載とすべきである。	・直接測定する設備ではない旨を追加する。	2021.11.11	濃縮個別39 ・放射線管理施設に係る補足説明資料 R2	—
4	濃縮共通	2021年11月11日	〈濃縮個別39 放射線管理〉 ・HFセンサについて、火災防護の温度センサと同様に炎感知器への影響を考慮する必要はないのか。	・HFセンサも温度センサと同様の対応を行うため、P16に炎感知器による火災の感知に影響を与えないように配置する旨を追記した。	2021.11.26	濃縮個別39 ・放射線管理施設に係る補足説明資料 R3	—
5	濃縮共通	2021年11月11日	〈濃縮個別39 放射線管理〉 ・「大気圧以上」ではなく「大気圧上」になっているため適切に修正すること。	・P16の「大気圧上」を「大気圧以上」に記載を修正する。	2021.11.26	濃縮個別39 ・放射線管理施設に係る補足説明資料 R3	—
6	濃縮共通	2021年11月26日	〈濃縮個別39 放射線管理〉 ・P16の設工認申請書（3.1）と補足説明（注2）の記載の統一を図ること。	・P16の設工認申請書（3.1）と補足説明（注2）について、HFセンサの設置目的「第1種管理区域の作業環境の監視及び事故時対処を確実にを行うため」に記載の整合を図る。	2021.12.10 (資料提出)	濃縮個別39 ・放射線管理施設に係る補足説明資料 R4	—
7	濃縮共通	2021年11月26日	〈濃縮個別39 放射線管理〉 ・P16の注釈として、他の補足説明資料と記載の統一を図ること。	・他の補足説明資料と記載の統一を図り、P16の注釈に「※赤字で示した箇所は、設工認申請書の記載の充実化、適正化を図る箇所を示す。」を追記する。	2021.12.10 (資料提出)	濃縮個別39 ・放射線管理施設に係る補足説明資料 R4	—

濃縮個別40 安全機能を有する施設の健全性に係るコメント管理表

凡例 : 対応中
: 今回の提出資料にて対応
: 当社として既に回答済（反映済）又は他のコメントに包含されると考えるもの

No.	項目	コメント日	コメント内容	対応方針	回答日	回答資料	関連コメント
1	濃縮共通	2021年11月17日	〈濃縮個別40 安全機能〉 ・P17の5.の共用の考慮で、所外通信連絡設備について各班へ必要数配備しているというところは理解したが、具体的になぜその個数で安全性に影響はないといったことを言えるのかの根拠付けの説明が不十分であるため再説明のこと。	・濃縮個別43にて、所外通信連絡設備の必要数の内訳を説明する。 ※本コメント対応は濃縮個別43（通信連絡設備）で説明する。	2021.11.26	濃縮個別43 ・通信連絡設備に係る補足説明資料 R2	濃縮個別43コメント管理表 No.3
2	濃縮共通	2021年11月17日	〈濃縮個別40 安全機能〉 ・設定根拠に係る説明書について、設工認申請書と補足説明資料との紐付けを示すものが必要であると考えため、当該説明書について作成検討のこと。	・新たに濃縮個別55として、設定根拠に係る補足説明資料を作成し、根拠等の考え方について整理し説明する。 ※本コメント対応は濃縮個別55（設定根拠）で説明する。	2021.12.9	濃縮個別55 ・設備別記載事項の設定根拠に係る補足説明資料 R0	濃縮個別55コメント管理表 No.1
3	濃縮共通	2021年11月17日	〈濃縮個別40 安全機能〉 ・P3の2.2の文章中に「1項」とあるが、正しくは「4項」ではないか。確認の上、対応のこと。	・「4項」が正しいため、記載を修正する。	2021.12.9	濃縮個別40 ・安全機能を有する施設の健全性に係る補足説明資料 R2	—
4	濃縮共通	2021年11月17日	〈濃縮個別40 安全機能〉 ・P16の3.(2)の文章中において環境条件の記載があるが、第4回申請時の補足説明資料では「室名」の記載があったが、今回その記載がない。意図して削ったのであればその理由を説明のこと。	・第4回申請時と同様に、「室名」を記載するのが適切であるため、今回の対象室を追記する。	2021.12.9	濃縮個別40 ・安全機能を有する施設の健全性に係る補足説明資料 R2	—
5	濃縮共通	2021年11月17日	〈濃縮個別40 安全機能〉 ・P17の4.において、今回の第5回申請では防護カバー等を新設するにあたって、検査がしづらくなるといったような場所も出てくると思うが、その辺の考慮が示されていないため記載検討のこと。	・防護カバー等については、巡視点検やその他の作業がしやすいように開閉できるような設計としているため、その旨追加する。	2021.12.9	濃縮個別40 ・安全機能を有する施設の健全性に係る補足説明資料 R2	—
6	濃縮共通	2021年11月17日	〈濃縮個別40 安全機能〉 ・P17の4.の「検査又は試験及び保守及び修理」の記載について、区切りが分かりづらいため適切に見直すこと。	・区切りが明確に分かるよう記載を修正する。	2021.12.9	濃縮個別40 ・安全機能を有する施設の健全性に係る補足説明資料 R2	—

濃縮個別41 加工施設への人の不法な侵入等の防止に係るコメント管理表

凡例 : 対応中
: 今回の提出資料にて対応
: 当社として既に回答済（反映済）又は他のコメントに包含されると考えるもの

No.	項目	コメント日	コメント内容	対応方針	回答日	回答資料	関連コメント
1	濃縮共通	2021年11月26日	〈濃縮個別41 不法侵入等防止〉 ・P3 2.「本条文の適合説明に係る設工認申請対象機器はないが」とあるが、設工認での適合説明対象が全く無いという誤解を受ける表現となっている。適切な説明に見直すこと。	・本条文への適合方針が、機器、建屋、運用及びその他設工認上で具体名称が記載されない欄、出入管理装置等の施設全体で適合を図るものであることを明確にする。	2021.12.16	濃縮個別41 ・加工施設への人の不法な侵入等の防止に係る補足説明資料 R1	—
2	濃縮共通	2021年11月26日	〈濃縮個別41 不法侵入等防止〉 ・P3 2.及び3.で加工規則の防護措置要求により実施している防護措置が技術基準要求に対して適合することの説明がない。	・加工規則の防護措置要求と実施中の防護措置、防護措置の技術基準への適合性について、それぞれ明確化した説明を追加する。	2021.12.16	濃縮個別41 ・加工施設への人の不法な侵入等の防止に係る補足説明資料 R1	—
3	濃縮共通	2021年11月26日	〈濃縮個別41 不法侵入等防止〉 ・P3の本文で事業許可では具体的な設備名称の記載があるが、設工認上では記載がない。事業許可と設工認での申請内容の整合が図られていることを明確化すること。	・事業許可で示す設備が、全社共通06に基づき抽出され、設工認の記載分類として「②-b 基本設計方針対象」に分類されることから、設工認申請書上で個別の設備名称が記載されず、基本設計方針の内容に含まれることになった旨を抽出過程として本文に明記することで、事業許可と設工認で申請対象設備及び申請内容が整合していることを説明を追加する。	2021.12.16	濃縮個別41 ・加工施設への人の不法な侵入等の防止に係る補足説明資料 R1	—
4	濃縮共通	2021年11月26日	〈濃縮個別41 不法侵入等防止〉 ・P3の本文で「出入管理装置」等の事業許可色塗りに抽出される設工認の設備リストに記載しない「②-b」機器について、申請対象機器の網羅性の観点から補足説明すること。	・濃縮個別30 網羅性の補足説明資料にて、「②-b」機器について、申請対象として許可の色塗りに抽出されるが、設工認の申請対象設備リストに記載されない旨と抽出過程の説明を追加し、申請対象設備に漏れないことを明確にする。 ※本コメント対応は濃縮個別30（網羅性）で説明する。	2021.12.7 (資料提出)	濃縮個別30 ・加工施設（ウラン濃縮）の設工認申請全体の関係性、網羅性に係る補足説明資料 R5	濃縮個別30コメント管理表 No.17
5	濃縮共通	2021年11月26日	〈濃縮個別41 不法侵入等防止〉 ・P19（注6）濃縮施設で加工規則の防護措置要求外だが、自主的に実施する措置と未実施の措置の実態を踏まえた上で、適合説明書が加工規則の防護措置要求による防護措置のみで適合説明をしていることを明確化すること。	・再処理施設と濃縮施設の適合説明書の記載差異部分にて、濃縮施設の自主設置の状況を追加した上で、記載に差異が生じて濃縮施設の防護措置により技術基準要求に適合することの説明を追加する。	2021.12.16	濃縮個別41 ・加工施設への人の不法な侵入等の防止に係る補足説明資料 R1	—
6	濃縮共通	2021年11月26日	〈濃縮個別41 不法侵入等防止〉 ・P19（注5）「～に基づき承認を得る。また～配備すること等とする」とあるが、前後の記載が繋がるような表現に見直すこと。	・「～に基づき承認を得る」こと、また～配備すること等とする」に表現を見直し、文章体裁を見直す。	2021.12.16	濃縮個別41 ・加工施設への人の不法な侵入等の防止に係る補足説明資料 R1	—

濃縮個別42 加工施設の内部飛散物による損傷防護に係るコメント管理表

凡例
 : 対応中
 : 今回の提出資料にて対応
 : 当社として既に回答済（反映済）又は他のコメントに包含されると考えるもの

No.	項目	コメント日	コメント内容	対応方針	回答日	回答資料	関連コメント
1	濃縮共通	2021年11月17日	<p>〈濃縮個別42 内部飛散物〉</p> <p>・第4回申請時の補足説明資料につけていた内部飛散物になり得る機器の選定及び防護方針を今回の補足説明資料にも添付すること。</p>	<p>・第4回申請時の補足説明資料に添付していた内部飛散物となり得る機器の選定及び防護方針を説明資料を追加するとともに、当該資料に第5回申請にて示すとした天井走行クレーンの防護設計及び技術基準規則への適合に係る記載を追加する。</p>	2021. 12. 9	<p>濃縮個別42</p> <p>・加工施設の内部飛散物による損傷防護に係る補足説明資料 R2</p>	—

濃縮個別43 通信連絡設備に係るコメント管理表

凡例 : 対応中
: 今回の提出資料にて対応
: 当社として既に回答済（反映済）又は他のコメントに包含されると考えるもの

No.	項目	コメント日	コメント内容	対応方針	回答日	回答資料	関連コメント
1	濃縮共通	2021年11月4日	〈濃縮個別43 通信連絡〉 ・設置場所等、設工認で記載すべき事項を記載すること。	・P18以降の説明において、設置場所等の記載を拡充する。	2021.11.26	濃縮個別43 ・通信連絡設備に係る補足説明資料 R2	—
2	濃縮共通	2021年11月4日	〈濃縮個別43 通信連絡〉 ・P19で「資機材」という表現がなされているが、そのような表現が適切か再度検討すること。	・通信連絡設備という設備であるため、P20等の記載から当該表現を削除する。	2021.11.26	濃縮個別43 ・通信連絡設備に係る補足説明資料 R2	—
3	濃縮共通	2021年11月17日	〈濃縮個別40 安全機能〉 ・P17の5.の共用の考慮で、所外通信連絡設備について各班へ必要数配備しているというところは理解したが、具体的になぜその個数で安全性に影響はないといったことを言えるのかの根拠付けの説明が不十分であるため再説明のこと。	・所外通信連絡設備の必要数及び共用する個数の内訳を説明する。	2021.11.26	濃縮個別43 ・通信連絡設備に係る補足説明資料 R2	濃縮個別40コメント管理表 No.1
4	濃縮共通	2021年11月26日	〈濃縮個別43 通信連絡〉 ・P18で「同上」という表現の記載が統一されていないので修正すること。	・同上と記載しないよう記載統一を図る。	2021.12.10 (資料提出)	濃縮個別43 ・通信連絡設備に係る補足説明資料 R3	—
5	濃縮共通	2021年11月26日	〈濃縮個別43 通信連絡〉 ・保安規定の必要数と設工認の補足説明資料の保有数の関係を明確にすること。また、予備も含めて、設工認申請対象となり、維持管理していく対象となる機器を明確にすること。	・設工認の申請対象、保安規定の申請対象の関係（予備を含む）が明確になるよう説明を追加する。	2021.12.10 (資料提出)	濃縮個別43 ・通信連絡設備に係る補足説明資料 R3	—

濃縮個別44 警報設備等に係るコメント管理表

凡例 : 対応中
: 今回の提出資料にて対応
: 当社として既に回答済（反映済）又は他のコメントに包含されると考えるもの

No.	項目	コメント日	コメント内容	対応方針	回答日	回答資料	関連コメント
1	濃縮共通	2021年10月14日	〈濃縮個別44 警報設備〉 ・P25の別紙2の⑦において、変更ありの項目が「-」となっている。なぜ「-」とするのか説明を追加すること。	・検出器（警報設定値）を有さないインターロックであるため「-」としていることの説明を追加する。	2021.11.11	濃縮個別44 ・警報設備等に係る補足説明資料 R1	-
2	濃縮共通	2021年10月14日	〈濃縮個別44 警報設備〉 ・局所排風機2台停止について、供給電源が停止した場合と、操作員の誤操作により2台停止が成立する場合があるが、具体的にどういったプロセス、フローで作動するのか説明すること。	・局所排風機2台停止に係る信号の流れの説明図を追加する。	2021.11.11	濃縮個別44 ・警報設備等に係る補足説明資料 R1	-
3	濃縮共通	2021年10月14日	〈濃縮個別44 警報設備〉 ・P12の整理表の右欄でHFセンサ、温度センサ等の対象外の理由について「速やかに」とあるが不要ではないか。また、警報ではなく火災防護の条項で対象とするなどの理由があれば記載すること。	・HFセンサ、温度センサ等を対象にしない理由を明確化する。	2021.11.11	濃縮個別44 ・警報設備等に係る補足説明資料 R1	-
4	濃縮共通	2021年10月14日	〈濃縮個別44 警報設備〉 ・P15の3. (1)において、大気圧を超えないインターロックの「温度の範囲」がわかりにくいので修文すること。	・大気圧を超えないインターロックの温度の説明を修文する。	2021.11.11	濃縮個別44 ・警報設備等に係る補足説明資料 R1	-
5	濃縮共通	2021年11月11日	〈濃縮個別44 警報設備〉 ・P3の「〇〇を損なうおそれが生じたとき」の後に計器名称が記載されているが、前後の文章が繋がっていないため、適切に修文すること。	・P3について、前後の文章が繋がるように「〇〇を損なうおそれが生じたときにこれらを検知して警報する設備に該当する〇〇計器」等に修文する。	2021.12.2	濃縮個別44 ・警報設備等に係る補足説明資料 R2	-
6	濃縮共通	2021年11月11日	〈濃縮個別44 警報設備〉 ・自動火災報知設備等について、11条（火災）に該当するため、18条（警報）に該当しないとしているが、18条（警報）の要求事項に対して該当しないことを適切に示すこと。	・18条（警報）の要求事項に対して、自動火災報知設備等が該当しないことを明確化する（P4、P13）。	2021.12.2	濃縮個別44 ・警報設備等に係る補足説明資料 R2	-
7	濃縮共通	2021年11月11日	〈濃縮個別44 警報設備〉 ・P17の設工認申請書の各インターロックの説明の記載について、「警報を発する」等の情報が省略されているものがあるため、別紙1の補足説明の内容を踏まえ、適切な記載とすること。	・別紙1の補足説明の内容を踏まえ、「警報を発する」等を省略せずに動作内容を記載する（P16、P17）。	2021.12.2	濃縮個別44 ・警報設備等に係る補足説明資料 R2	-
8	濃縮共通	2021年11月11日	〈濃縮個別44 警報設備〉 ・P25のインターロックの機能変更の概要図について、変更前後を比較し易いように、機能を廃止するものも含めて番号（③-3）を示すこと。	・インターロックの機能変更の概要図に番号（③-3）を追記する（P25）。	2021.12.2	濃縮個別44 ・警報設備等に係る補足説明資料 R2	-
9	濃縮共通	2021年12月2日	〈濃縮個別44 警報設備〉 ・P18の「注16」について、個別のインターロックの説明に紐づいているものではなく、インターロック全体に対して適用することを明確にすること。	・P18の「注16」について、インターロック全体に対して適用する旨がわかるように修正する。	2021.12.17 (資料提出)	濃縮個別44 ・警報設備等に係る補足説明資料 R3	-

濃縮個別45 核燃料物質の貯蔵施設に係るコメント管理表

凡例 : 対応中
: 今回の提出資料にて対応
: 当社として既に回答済（反映済）又は他のコメントに包含されると考えるもの

No.	項目	コメント日	コメント内容	対応方針	回答日	回答資料	関連コメント
1	濃縮共通	2021年10月14日	〈濃縮個別45 貯蔵施設〉 ・搬送台車が二号の適合対象となっているが、既認可を踏まえ記載を整理すること。二号の適合対象とする場合は、既認可には記載がないので、必要な適合の説明を記載すること。	・既認可に合わせて搬送台車は一号のみの対象とする。	2021.11.4	濃縮個別45 核燃料物質の貯蔵施設に係る補足説明資料 R1	—
2	濃縮共通	2021年11月4日	〈濃縮個別45 貯蔵施設〉 ・電源喪失時の保持機能のメカニズムを明確化するとともに、地震時においても保持機能が維持できることが分かるように記載を見直すこと。	・電源喪失時の保持機能の構造を明確化するとともに、耐震性に係る説明を別紙1（P18～25）として追加する。	2021.11.26	濃縮個別45 ・核燃料物質の貯蔵施設に係る補足説明資料 R2	—
3	濃縮共通	2021年11月26日	〈濃縮個別45 貯蔵施設〉 ・補足説明内容の設工認申請書での示し方を検討すること。	・既認可から変更のない設計を含めた説明については補足説明資料の位置づけとし、設工認申請書では変更点（耐震重要度分類の変更）を明確にした上で変更点に関する適合性を説明する。	2021.12.10 (資料提出)	濃縮個別45 ・核燃料物質の貯蔵施設に係る補足説明資料 R3	—

濃縮個別46 放射性廃棄物の廃棄施設に係るコメント管理表

凡例 : 対応中
 : 今回の提出資料にて対応
 : 当社として既に回答済（反映済）又は他のコメントに包含されると考えるもの

No.	項目	コメント日	コメント内容	対応方針	回答日	回答資料	関連コメント
1	濃縮共通	2021年10月14日	〈濃縮個別46 廃棄施設〉 ・液体廃棄物の配管についても、系統として処理能力を担保するものであるため、配管についても一号の対象とすること。	・配管を一号の対象に修正する。	2021.11.4	濃縮個別46 放射性廃棄物の廃棄施設に係る補足説明資料 R1	—
2	濃縮共通	2021年10月14日	〈濃縮個別46 廃棄施設〉 ・区別設置については、直接接続するものが配管であっても、系統として区別設置されている説明としたほうが良いため、機器についても二号の対象とすること。	・機器を二号の対象に修正する。	2021.11.4	濃縮個別46 放射性廃棄物の廃棄施設に係る補足説明資料 R1	—
3	濃縮共通	2021年10月14日	〈濃縮個別46 廃棄施設〉 ・保管廃棄区画について、既認可では規則要求がないので説明されていない部分もあると思う。今回は明確化ということで全てを示しているため、既認可での説明状況を踏まえた資料を追加し、保管廃棄区画として何を示せばよいかを議論できるようにすること。	・既認可での示し方及び過去の使用前検査での検査項目を踏まえた今回申請への展開を説明する資料を追加する。	2021.11.4	濃縮個別46 放射性廃棄物の廃棄施設に係る補足説明資料 R1	—
4	濃縮共通	2021年10月14日	〈濃縮個別46 廃棄施設〉 ・なぜ別申請となる付着ウラン回収設備の撤去がここで申請されるのかわからない。説明を追加すること。	・付着ウラン回収設備の説明及びRE-1廃棄物化の申請に係る設備の撤去であること並びに遠隔消火設備の工事のために一部配管の撤去が必要であることを説明する資料を追加する。	2021.11.4	濃縮個別46 放射性廃棄物の廃棄施設に係る補足説明資料 R1	—
5	濃縮共通	2021年10月14日	〈濃縮個別46 廃棄施設〉 ・P16の図において、注記などにより図が隠れているので適切に修正すること。	・図を修正する。	2021.11.4	濃縮個別46 放射性廃棄物の廃棄施設に係る補足説明資料 R1	—
6	濃縮共通	2021年11月4日	〈濃縮個別46 廃棄施設〉 ・P3の「」内の記載が、事業変更許可申請書の用語であるように読み取れるため、適切な表現に見直すこと。	・「」書きでの表現を削除する（P4（2.4項））。	2021.11.26	濃縮個別46 ・放射性廃棄物の廃棄施設に係る補足説明資料 R2	—
7	濃縮共通	2021年11月4日	〈濃縮個別46 廃棄施設〉 ・P4の2.4で「事業許可基準規則の要求事項」としているが、適切な表現に見直すこと。	・事業変更許可申請書における設計内容の明確化であることがわかる記載とする（P4（2.4項））。	2021.11.26	濃縮個別46 ・放射性廃棄物の廃棄施設に係る補足説明資料 R2	—
8	濃縮共通	2021年11月4日	〈濃縮個別46 廃棄施設〉 ・P15の（注2）の別紙の呼び込みは、説明書内で整合を図ること。	・「申請実績及び今回の申請における考え方」で記載を統一する（P15（注2））。	2021.11.26	濃縮個別46 ・放射性廃棄物の廃棄施設に係る補足説明資料 R2	—
9	濃縮共通	2021年11月4日	〈濃縮個別46 廃棄施設〉 ・P24で⑤の文末が切れているように見えるため修正のこと。	・コメントを踏まえ文章を修正する。	2021.11.26	濃縮個別46 ・放射性廃棄物の廃棄施設に係る補足説明資料 R2	—
10	濃縮共通	2021年11月4日	〈濃縮個別46 廃棄施設〉 ・Cウラン貯蔵室の保管廃棄区画において、既認可にて仕様表対象としていること及びエリア設定を解除するに当たり廃棄物が移動済であることを明確にすること。	・過去の経緯、現在の状況も踏まえ、記載を追加し明確にする（P27⑤）。	2021.11.26	濃縮個別46 ・放射性廃棄物の廃棄施設に係る補足説明資料 R2	—
11	濃縮共通	2021年11月4日	〈濃縮個別46 廃棄施設〉 ・廃棄物の保管量について、パレットを踏まえた面積に見直すこと。また、仕様表においても、その旨がわかるようにすること。	・パレットの形状・配置を踏まえた面積に修正するとともに、仕様表においてもその旨がわかるように注記を追加する（P22～41）。	2021.11.26	濃縮個別46 ・放射性廃棄物の廃棄施設に係る補足説明資料 R2	—
12	濃縮共通	2021年11月26日	〈濃縮個別46 廃棄施設〉 ・区画面積を算出するために基準区画という考え方をういていることがわかる表現とすること。	・凹凸形状の保管廃棄区画の面積を算出するために設定するものであることがわかる記載を追加する。	2021.12.10 (資料提出)	濃縮個別46 ・放射性廃棄物の廃棄施設に係る補足説明資料 R3	—

No.	項目	コメント日	コメント内容	対応方針	回答日	回答資料	関連コメント
13	濃縮共通	2021年11月26日	〈濃縮個別46 廃棄施設〉 ・竜巻防護対策を踏まえた高さについては、固縛方法の具体を追加すること。	・外部衝撃に対する説明書で説明している内容を追加する。	2021.12.10 (資料提出)	濃縮個別46 ・放射性廃棄物の廃棄施設に係る補足説明資料 R3	—
14	濃縮共通	2021年11月26日	〈濃縮個別46 廃棄施設〉 ・「基準区画」という言葉について、「区画」とするとそれを跨いで保管廃棄して良いとはならない。表現を見直すか、注釈で面積算出のために設定したものであることがわかるようにすること。	・「基準区画」という名称を変更するとともに、注釈にて面積算出のために設定するものであることがわかるようにする。	2021.12.10 (資料提出)	濃縮個別46 ・放射性廃棄物の廃棄施設に係る補足説明資料 R3	—

濃縮個別49 基本設計方針に係るコメント管理表

凡例 : 対応中
: 今回の提出資料にて対応
: 当社として既に回答済（反映済）又は他のコメントに包含されると考えるもの

No.	項目	コメント日	コメント内容	対応方針	回答日	回答資料	関連コメント
1	濃縮共通	2021年9月30日	〈濃縮個別49 基本設計方針〉 ・第4回申請時の補足説明資料で添付していた資料を、添付すること。その際に、前回（第4回申請）からの変更点がわかるように記載を工夫すること。	・第4回申請と同様に基本設計方針の整理表を添付する。	2021.10.14	濃縮個別49 ・基本設計方針に係る補足説明資料 R1	—
2	濃縮共通	2021年10月14日	〈濃縮個別49 基本設計方針〉 ・通信連絡設備の基本設計方針に、重大事故等対処施設としても用いるとの記載があるが、再処理等のSA施設に該当するように見える。B-DBAの範囲で用いる資機材という記載意図がわかるよう、記載を修正すること。	・B-DBAの範囲で用いる資機材であることがわかる記載とする。	2021.11.4	濃縮個別49 ・基本設計方針に係る補足説明資料 R2	—
3	濃縮共通	2021年11月4日	〈濃縮個別49 基本設計方針〉 ・第4回申請時の補足説明資料から修正した内容が不明確である。説明を追加すること。	・P4にて、不法侵入に係る基本設計方針を全社における記載統一の観点から記載の適正化をしていることについて追記する。	2021.11.17	濃縮個別49 ・基本設計方針に係る補足説明資料 R3	—
4	濃縮共通	2021年11月17日	〈濃縮個別49 基本設計方針〉 ・第4回からの変更内容が「表現の修正」と示されているが、対策に関する記載も変更されているのではないか。	・P4の記載を変更する（まとめて「表現の修正」と記載しているが、一部内容の修正も含まれているので記載を適正化する。）。	2021.12.9	濃縮個別49 ・基本設計方針に係る補足説明資料 R4	—

濃縮個別50 工事の方法に係るコメント管理表

凡例 : 対応中
: 今回の提出資料にて対応
: 当社として既に回答済（反映済）又は他のコメントに包含されると考えるもの

No.	項目	コメント日	コメント内容	対応方針	回答日	回答資料	関連コメント
1	濃縮共通	2021年11月17日	〈濃縮個別50 工事の方法〉 ・P26の「第5回申請」欄について、それぞれの検査（使用前事業者検査（基本設計方針検査含む）、定期事業者検査等）の関係性、全社共通の説明内容も踏まえ整理し説明すること。	・全社の検査方針（「共通11」補足説明資料）との関連性及び定期事業者検査との関係性を整理し明確にする。	2021.12.9	濃縮個別50 ・工事の方法に係る補足説明資料 R2	—
2	濃縮共通	2021年11月17日	〈濃縮個別50 工事の方法〉 ・P26の「第5回申請」欄に記載のフローについて、濃縮で「加工施設の性能検査」を独自で実施するとしているが、全社の使用前事業者検査の方針と比べた上で、濃縮としての方針を示すこと。	・濃縮独自で特別な検査をすることはなく、全社の検査方針（「共通11」補足説明資料）に基づき対応することを明確にする。	2021.12.9	濃縮個別50 ・工事の方法に係る補足説明資料 R2	—
3	濃縮共通	2021年11月17日	〈濃縮個別50 工事の方法〉 ・P4の添付1の各設備における工事概要について、設工認で申請している機器等全てを記載する方針とのことだが、仕様表以外の機器の記載がされていない。	・基本設計方針等に記載の機器についても工事概要を追加し、記載を拡充する。	2021.12.9	濃縮個別50 ・工事の方法に係る補足説明資料 R2	—
4	濃縮共通	2021年11月17日	〈濃縮個別50 工事の方法〉 ・P5の搬送設備の(a)②で「転倒防止用具等」の記載の「等」とは何を指すのか。	・対象は転倒防止用具のみであるため「等」を削除する。	2021.12.9	濃縮個別50 ・工事の方法に係る補足説明資料 R2	—
5	濃縮共通	2021年11月17日	〈濃縮個別50 工事の方法〉 ・P8の非常設備（温度センサ）(a)において「温度検出器」とあるが、他の記載（HFセンサ等）と記載の程度が異なるのではないか。	・全体の記載トーンの整合を図った上で、全体的に資料を見直す。	2021.12.9	濃縮個別50 ・工事の方法に係る補足説明資料 R2	—
6	濃縮共通	2021年11月17日	〈濃縮個別50 工事の方法〉 ・P16の工事フローにのみ「製作」とあるが記載意図は何か。	・各工事フローで整合が図れていないため修正する。	2021.12.9	濃縮個別50 ・工事の方法に係る補足説明資料 R2	—
7	濃縮共通	2021年11月17日	〈濃縮個別50 工事の方法〉 ・資料全体の記載の書分け、記載トーン、用語の使い方、概要、本文、添付、フロー間の記載の整合を図ること。	・資料全体の記載の書分け、記載トーン、用語の使い方、概要、本文、添付、フロー間にて記載を整合させるよう修正する。	2021.12.9	濃縮個別50 ・工事の方法に係る補足説明資料 R2	—
8	濃縮共通	2021年11月17日	〈濃縮個別50 工事の方法〉 ・P22の「放射線管理」欄の④にて、「○」、「—」の記載の考え方が表では読み取れないため、記載を見直すこと。	・ウラン取り扱い系統の開放作業について、同管理項目「④第1種管理区域での工事」に記載の内容に包含されるため「④」を削除する。また、添付2における「○」、「—」の記載の考え方が分かるように説明を追加する。	2021.12.9	濃縮個別50 ・工事の方法に係る補足説明資料 R2	—
9	濃縮共通	2021年11月17日	〈濃縮個別50 工事の方法〉 ・P5の均質ブレンディング設備(e)の「インターロック機能追加工事」とP11の「インターロック新設及び更新」では記載ぶりが異なるため整合させること。	・P11では、保守のための計装盤更新等の設工認の対象とならない工事も含めて記載されているため、全体を再確認し記載を見直す。	2021.12.9	濃縮個別50 ・工事の方法に係る補足説明資料 R2	—

濃縮個別51 準拠規格及び基準に係るコメント管理表

凡例 : 対応中
: 今回の提出資料にて対応
: 当社として既に回答済（反映済）又は他のコメントに包含されると考えるもの

No.	項目	コメント日	コメント内容	対応方針	回答日	回答資料	関連コメント
1	濃縮共通	2021年11月17日	<p>〈濃縮個別51 準拠規格及び基準〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高圧ガス保安法について、法律のみの記載としているが、本法律に基づく規則等で該当するものがある場合、明確にする必要がないか検討のこと。 	<ul style="list-style-type: none"> ・全社の方針、発電炉の実績等を踏まえ、準拠規格及び基準として記載すべき法律、施行令等に問題がないことを確認した。 	2021.12.9	<p>濃縮個別51</p> <ul style="list-style-type: none"> ・準拠規格及び基準に係る補足説明資料 R1 	—

濃縮個別52 仕様表に係るコメント管理表

凡例 : 対応中
: 今回の提出資料にて対応
: 当社として既に回答済（反映済）又は他のコメントに包含されると考えるもの

No.	項目	コメント日	コメント内容	対応方針	回答日	回答資料	関連コメント
1	濃縮共通	2021年11月11日	〈濃縮個別52 仕様表〉 ・P9の注記*9の「ダンパ閉止までの時間30秒」について、全社の考えも踏まえ、シーケンス全体の設定値の記載とシーケンスに係る個別機器の設定値をどのように記載するか検討すること。	・全社の考えも踏まえた上で、インターロック仕様書の備考欄へシーケンス全体の設定値を記載し、シーケンスに係る個別機器の設定値は、機器仕様表に記載する方針とする。	2021.12.9	濃縮個別52 ・仕様表に係る補足説明資料 R2	—
2	濃縮共通	2021年11月11日	〈濃縮個別52 仕様表〉 ・P12の仕様表欄の「主要寸法」について、発電炉と比べて記載項目が少ないが、確認の上、追加等あれば見直すこと。	・発電炉で記載している「主要寸法」のそれぞれの記載意図を確認した上で、耐震設計上評価している部位があれば、資料を修正する。	2021.12.9	濃縮個別52 ・仕様表に係る補足説明資料 R2	—
3	濃縮共通	2021年11月11日	〈濃縮個別52 仕様表〉 ・P11の仕様表欄で「容量」に*6（最大貯蔵能力）が振られているが、振り方が適切でない。貯蔵本数の記載について、先行する他施設等の記載方針も踏まえ、どのように記載するべきかを検討すること。	・全社の記載方針と整合を図り、置台（核燃料物質を貯蔵するラック等）の仕様書の「容量」に貯蔵本数を記載する。	2021.12.9	濃縮個別52 ・仕様表に係る補足説明資料 R2 濃縮個別54 ・廃品シリンダ等の取り扱いに係る補足説明資料 R3	濃縮個別54コメント管理表 No.5
4	濃縮共通	2021年11月11日	〈濃縮個別52 仕様表〉 ・P11の置台の仕様表において、シリンダ類の名称見直しを踏まえて関連する箇所を見直すこと。	・シリンダ類の名称見直しを踏まえ、置台の名称もあわせて見直す。	2021.12.9	濃縮個別52 ・仕様表に係る補足説明資料 R2 濃縮個別54 ・廃品シリンダ等の取り扱いに係る補足説明資料 R3	濃縮個別54コメント管理表 No.6
5	濃縮共通	2021年11月11日	〈濃縮個別36 閉じ込め〉 ・P36の局所排気装置について、機能を維持する対象がわかるように記載すること。また、機器名について、目的を踏まえて記載を検討すること。	・仕様表に注記を追加し、局所排気装置の構成、主機能（局所排気装置バイパスライン切替弁の動作による閉じ込め）を明確化する。	2021.12.9	濃縮個別52 ・仕様表に係る補足説明資料 R2 濃縮個別36 ・加工施設の閉じ込めの機能に係る補足説明資料 R3	濃縮個別36コメント管理表 No.11
6	濃縮共通	2021年11月11日	〈濃縮個別36 閉じ込め〉 ・P34の漏えい拡大防止における時間の設定のうち、局所排気装置等の機器の動作時間については、機器に対する要求事項として設定している時間であることがわかるように修正すること。	・P34の機器の動作として設定している時間について、要求事項として設定している時間であることがわかるように仕様表で明確化する。	2021.12.2	濃縮個別52 ・仕様表に係る補足説明資料 R2 濃縮個別36 ・加工施設の閉じ込めの機能に係る補足説明資料 R3	濃縮個別36コメント管理表 No.9

濃縮個別54 廃品シリンダ等の取り扱いに係るコメント管理表

凡例 : 対応中
: 今回の提出資料にて対応
: 当社として既に回答済（反映済）又は他のコメントに包含されると考えるもの

No.	項目	コメント日	コメント内容	対応方針	回答日	回答資料	関連コメント
1	濃縮共通	2021年9月9日	〈濃縮個別30 施設全体の関係性、網羅性〉 ・濃縮個別30は施設全体の説明資料と考えるが、この中に廃品シリンダの取り扱い等の細かい説明が記載されている。どこに書くべきかも含め構成を再検討すること。	・濃縮個別30の構成を見直す。廃品シリンダについては、濃縮個別54を新たに作成し、取り扱いの詳細を記載する。	2021.10.7	濃縮個別30 ・ 設工認申請全体の関係性、網羅性に係る補足説明資料 R1 濃縮個別54 ・ 廃品シリンダ等の取り扱いに係る補足説明資料 R0	濃縮個別30コメント管理表 No.2
2	濃縮共通	2021年9月9日	〈濃縮個別30 施設全体の関係性、網羅性〉 ・ 前回の行政相談の宿題の一つである定期事業者検査等の施設管理方針について明確にすること。	・ 廃品シリンダの施設管理の方針を明確化する。	2021.10.7	濃縮個別54 ・ 廃品シリンダ等の取り扱いに係る補足説明資料 R0	—
3	濃縮共通	2021年10月7日	〈濃縮個別54 廃品シリンダ〉 ・ 大気圧以上のシリンダのみを定期自主検査の対象にするとの考え方は誤っている。使用前事業者検査を受検したものは対象とすべきであり、考え方を整理すること。	・ 供用開始後の維持管理の方法（定期事業者検査含む）について、ATENAの検査ガイドラインに基づき、必要な確認等を実施していることを明確にする。	2021.11.17	濃縮個別54 ・ 廃品シリンダ等の取り扱いに係る補足説明資料 R2	—
4	濃縮共通	2021年10月7日	〈濃縮個別54 廃品シリンダ〉 ・ P3の「等」を明確化するとともに、P4の注記、P7のシリンダ名に誤記があるため修正すること。また、30Bシリンダも同様の対応をすることを明確化すること。	・ 「等」を明確化するとともに、誤記を修正する。また、30Bシリンダも同様の対応をすることを明確化する。	2021.11.17	濃縮個別54 ・ 廃品シリンダ等の取り扱いに係る補足説明資料 R2	—
5	濃縮共通	2021年11月11日	〈濃縮個別52 仕様表〉 ・ P11の仕様表欄で「容量」に*6（最大貯蔵能力）が振られているが、振りが適切でない。貯蔵本数の記載について、先行する他施設等の記載方針も踏まえ、どのように記載するべきかを検討のこと。	・ 全社の記載方針と整合を図り、置台（核燃料物質を貯蔵するラック等）の仕様表（P6～P8）の「容量」に貯蔵本数を記載する。	2021.12.9	濃縮個別52 ・ 仕様表に係る補足説明資料 R2 濃縮個別54 ・ 廃品シリンダ等の取り扱いに係る補足説明資料 R3	濃縮個別52コメント管理表 No.3
6	濃縮共通	2021年11月11日	〈濃縮個別52 仕様表〉 ・ P11の置台の仕様表において、シリンダ類の名称見直しを踏まえて関連する箇所を見直すこと。	・ シリンダ類の名称見直しを踏まえ、置台の名称（P6～P8）もあわせて見直す。	2021.12.9	濃縮個別52 ・ 仕様表に係る補足説明資料 R2 濃縮個別54 ・ 廃品シリンダ等の取り扱いに係る補足説明資料 R3	濃縮個別52コメント管理表 No.4
7	濃縮共通	2021年11月17日	〈濃縮個別54 廃品シリンダ〉 ・ P8で「施設管理の考え方」が二つ記載されているが、記載意図を説明すること。	・ 二つ目の「施設管理の考え方」が誤記であるため削除する。（P11）	2021.12.9	濃縮個別54 ・ 廃品シリンダ等の取り扱いに係る補足説明資料 R3	

濃縮個別55 設備別記載事項の設定根拠に係るコメント管理表

凡例 : 対応中
: 今回の提出資料にて対応
: 当社として既に回答済（反映済）又は他のコメントに包含されると考えるもの

No.	項目	コメント日	コメント内容	対応方針	回答日	回答資料	関連コメント
1	濃縮共通	2021年11月17日	<p>〈濃縮個別40 安全機能〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設定根拠に係る説明書について、設工認申請書と補足説明資料との紐付けを示すものが必要であると考えため、当該説明書について作成検討のこと。 	<ul style="list-style-type: none"> ・新たに設定根拠に係る補足説明資料を作成し、根拠等の考え方について整理し説明する。 	2021. 12. 9	<p>濃縮個別55</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備別記載事項の設定根拠に係る補足説明資料 R0 	<p>濃縮個別40コメント管理表 No.2</p>

濃縮個別共通 その他のコメント管理表

凡例 : 対応中
 : 今回の提出資料にて対応
 : 当社として既に回答済（反映済）又は他のコメントに包含されると考えるもの

No.	項目	コメント日	コメント内容	対応方針	回答日	回答資料	関連コメント
1	濃縮共通	2021年9月9日	〈資料2 審査会合資料〉 ・審査会合で説明すべき事項（新たに技術的説明が必要な設備、評価等）を整理し、適切に資料を修正すること。4ページの説明方針等は必要ない。	・今回新規に申請する追加安全対策に係る設備、評価等の説明を追加する。4ページの説明方針については削除する。	2021.9.14	資料2 ・設工認第5回申請及び廃品シリンダに係る設工認の変更申請について	—
2	濃縮共通	2021年9月9日	〈資料2 審査会合資料、濃縮個別30 施設全体の関係性、網羅性〉 ・網羅性の確認は全社共通の方針（新たに追加となっている別紙を含め）を踏まえたものとする。その中で申請様式の異なる第1回～第3回の網羅性を示せるか検討し、示せなければ追加の確認方法を提示すること。	・全社共通06、09（別紙含む）に基づき、基本設計方針の要求事項を踏まえた網羅性の整理内容を説明する。なお、様式の異なる第1回～第3回の網羅性を示せるか整理し、説明する。	2021.9.14 2021.9.30	資料2 ・設工認第5回申請及び廃品シリンダに係る設工認の変更申請について 濃縮個別30 ・設工認申請全体の関係性、網羅性に係る補足説明資料 R1	—
3	濃縮共通	2021年9月9日	〈資料2 審査会合資料〉 ・補足説明資料の呼び込みを削除するとともに内容に軽重を付けて簡潔に文章等をまとめること。	・補足説明資料の呼び込みを削除し、内容全体を簡潔なものに見直す。	2021.9.14	資料2 ・設工認第5回申請及び廃品シリンダに係る設工認の変更申請について	—
4	濃縮共通	2021年9月9日	〈資料2 審査会合資料〉 ・廃品シリンダについて、型式の件だけでなく転用などの運用の方針についても本資料で触れておくべき。	・転用等の運用の方針を追加する。	2021.9.14	資料2 ・設工認第5回申請及び廃品シリンダに係る設工認の変更申請について	—
5	濃縮共通	2021年9月9日	〈資料2 審査会合資料〉 ・8ページのスケジュールについて、時期等を適切に見直すとともに全体として体裁の統一を図ること。	・各項目の時期等を適切に見直すとともに体裁の統一を図る。	2021.9.14	資料2 ・設工認第5回申請及び廃品シリンダに係る設工認の変更申請について	—
6	濃縮共通	2021年9月14日	〈資料2 審査会合資料〉 ・設備網羅性の記載について、どういふことをどういふ視点で実施したかわかるよう記載すること。また、過去に実施したプラントワークダウンの結果等も踏まえた記載を検討すること。	・設備網羅性の確認と過去に実施したプラントワークダウンとの関連を明確化する。	2021.9.27	資料2 ・設工認第5回申請及び廃品シリンダに係る設工認の変更申請について	—
7	濃縮共通	2021年9月14日	〈資料2 審査会合資料〉 ・許可との比較で示しているが、このフォーマットにこだわる必要はなく、技術的に必要な事項を説明すること。また、溢水防護、竜巻防護等について技術的な設計内容を明確化すること。	・記載フォーマットを見直すとともに溢水防護、竜巻防護等についての技術的な設計内容を追加する。	2021.9.27	資料2 ・設工認第5回申請及び廃品シリンダに係る設工認の変更申請について	—
8	濃縮共通	2021年9月14日	〈資料2 審査会合資料〉 ・補足説明資料は設計の検証の一つであり、申請と同時期に提出すべき。残りの補足説明資料を速やかに提出するとともに次の申請からはこのようなことがないようにすること。	・残りの補足説明資料について、10/1を目途に全て提出する。申請は、補足説明資料一式が揃ってから行うことを社内でルール化する。	2021.9.27	資料2 ・設工認第5回申請及び廃品シリンダに係る設工認の変更申請について	—
9	濃縮共通	2021年9月16日	〈資料2 審査会合資料〉 ・ワークダウンを踏まえた網羅性の確認について、申請時点で完了していないのであれば、申請との関係性を説明すること。	・今回の申請及び設備網羅性の確認と過去に実施したプラントワークダウンとの関連を明確化する。	2021.9.27	資料2 ・設工認第5回申請及び廃品シリンダに係る設工認の変更申請について	—
10	濃縮共通	2021年9月16日	〈資料2 審査会合資料〉 ・溢水防護、竜巻防護について、止水性の説明の追加、公道車両の評価の位置付けの明確化等を行い、記載の充実化を図ること。	・溢水防護、竜巻防護について、止水性の説明の追加、公道車両の評価の位置付けの明確化等を行う。	2021.9.27	資料2 ・設工認第5回申請及び廃品シリンダに係る設工認の変更申請について	—

No.	項目	コメント日	コメント内容	対応方針	回答日	回答資料	関連コメント
11	濃縮共通	2021年9月27日	<p>〈資料2 審査会合資料〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今回、申請にあたり必要な資料が速やかに提出されていない。今後は予め作成し提出すること。また、スケジュールについては、効率的に審査が進められる工程を示し、説明すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今後、補足説明資料は申請と同時に提出する。未提出の補足説明資料等を10/1までに提出する。 	2021.10.1	各補足説明資料及びヒアリングスケジュール	—
12	濃縮共通	2021年9月27日	<p>〈資料2 審査会合資料〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既に提出済みの資料内容も、必要な情報（BRL式の根拠等）が不足している。再処理も含めた過去の前例をしっかりと確認し、必要な情報が洩れていないか確認すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今後の資料については、前例を確認し提出する。既提出分についても前例を確認し、ヒアリングの場で説明する。 	2021.9.30	各補足説明資料	—
13	濃縮共通	2021年9月30日	<p>〈補足説明資料全体〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各補足説明資料について、既認可の他施設での実績を確認し不足部分を反映すること。また、設備と技術基準規則との関係について、本文及びリストにおいて理由を簡潔に記載すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・各補足説明資料について、既認可の他施設での実績を確認し不足部分を反映する。また、設備と技術基準規則との関係について、本文及びリストにおいて理由を簡潔に記載する。 	2021.10.14	各補足説明資料	—
14	濃縮共通	2021年9月30日	<p>〈補足説明資料全体〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補足説明資料の図番号の示し方について工夫すること（設工認側の図番号と混同しやすい）。 	<ul style="list-style-type: none"> ・補足説明資料の図番号について、設工認と区別し、補足図として付番する。 	2021.10.14	各補足説明資料	—